

**令和4年度フランスのEGalim 法に
よる食品の価格形成に関する実態調査
委託事業**

報告書

令和5年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

1. 事業目的と実施体制	1
1.1. 事業の背景と目的	1
1.2. 事業実施内容	1
(1) 調査内容	1
2. EGalim 法の概要	4
2.1. EGalim 法制定の背景・経緯	4
2.2. EGalim 法の概要	5
(1) 法律の概要	5
2.3. EGalim 法に対する評価	10
(1) 各種団体等の評価	10
(2) 各種報告書における評価	11
3. EGalim 2 法の概要	19
3.1. EGalim 2 法の背景・経緯	19
3.2. 法律の構成	19
3.3. EGalim 2 法の条文の主な内容	21
(1) 書面契約の義務化と複数年の販売契約等（第 1 条）（農事海洋漁業法典 L.631-24、L.631-24-2、L.631-24-3）	21
(2) 価格トンネルの実験（第 2 条）（農事海洋漁業法典 L.631-25 条；デクレ第 2021-1415 号）	24
(3) 食料価格とマージンの形成に関する監視（第 3 条）（農事海洋漁業法典 L.682-1）	24
(4) 農業原材料の割合表示と聖域化（非交渉性）（第 4 条）（商法典 L.441-1-1、L.443-8、L.441-4）	24
(5) 再交渉条項の修正（第 5 条）（商法典 L.441-8、L.954-3-5；農事海洋漁業法典 L521-3-1）	28
(6) プライベートブランド契約の管理（第 6 条）（商法典 L.441-7）	28
(7) 物流上の罰金（第 7 条）（商法典 L.442-1、L.441-17～L.441-19）	28
(8) 価格差別等の禁止（第 8 条）（商法典 L.442-1）	29
(9) 特定アルコール類の再販価格水準の見直し（第 9 条）	29
(10) 表示の実験（第 10 条）	29
(11) 農業取引紛争解決委員会の設置（第 11 条）（農事海洋漁業法典 L.631-27、L.631-28、L.631-28～L.631-28-4、L.631-29）	30
(12) フランス原産表示に関する消費者への詐欺的行為の禁止（第 12 条）（消費法典 L.121-4）	30
(13) 食品の原産地表示（第 13 条）（消費法典 L.412-4、L.412-11、L.412-12）	31
(14) レストラン等で提供される肉の産地表示（第 14 条）（消費法典 L.412-9）	31
(15) 食品の過剰生産に対処するための販売促進活動の許可（第 15 条）（消費法典 L122-24）	31
(16) 発効（第 16 条）（デクレ 2021-1416 号）	31
4. EGalim 2 法の実施状況	34
4.1. 専門職業間組織による生産費指標の作成方法	34
4.2. 農業生産者から第一の買い手の書面契約における価格決定の方法	42
4.3. 実施状況に対する評価	51
(1) EGalim 2 法の実施状況及び業界団体等の評価	51
(2) 各報告書における評価	51
5. EU 共通農業政策（CAP）に関する文献調査	54
5.1. EU における生産者の所得確保に対する対応	54
5.2. 生産者の交渉力強化に関連する EU 法	56

(1) 不公正な取引慣行に関する EU 指令 (EU 2019/633)	56
(2) EU 農産物市場共通組織規則.....	58
6. ドイツの農業団体とサプライチェーン法	59
6.1. 農業・食品分野のサプライチェーンに係る利害関係者の関係	59
6.2. 監督官庁.....	59
6.3. 農業団体とサプライチェーン法 (Agrarorganisationen-und Lieferketten-Gesetz : AgrarOLkG) の概要と EU 法との関連	60
(1) 禁止されている慣行 (ブラック取引) の範囲拡大.....	60
(2) 保護されるサプライヤーの拡大	60
6.4. EU 指令と国内法に対する市民及び市民団体からの意見	60
6.5. 農業団体等とサプライチェーン法の実施状況と評価	62
(1) 国内法制定段階での評価.....	62
(2) 法施行後の評価	62
6.6. BLE による広報活動と法施行状況の監視.....	63
(1) 旧契約からの移行期間の終了 (2022 年 6 月 8 日)	63
(2) AgrarOLkG についての周知と違反事例についての情報収集	63
6.7. 連邦食糧農業省 (BMEL) による AgrarOLkG の評価.....	65
付属資料	66
EGalim 法 (農業・食品産業における取引関係の均衡と健康的で持続的ですべての人にアクセス可能な食料のための法 (Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible a tous))	66
EGalim 2 法 (農業者の報酬保護のための法 (Loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs))	80
2022 年 12 月 26 日付けデクレ No.2022-1668 (書面契約義務除外品目)	96
2022 年 12 月 26 日付けデクレ No.2022-1669 (売上高閾値)	108
EGalim 法及び EGalim 2 法による農事海洋漁業法典の修正箇所の和訳.....	110
EGalim 法及び EGalim 2 法による商法典の修正箇所の和訳.....	132
EGalim 法及び EGalim 2 法による消費法典の修正箇所の和訳.....	151

※注意事項

本事業は、農林水産業大臣官房新事業・食品産業部の委託により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省及び本報告書に記載の個人の見解を示すものではありません。

1. 事業目的と実施体制

1.1. 事業の背景と目的

ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模でエネルギーや肥料、穀物等の価格が高い水準で推移しており、加えて円安の進行により輸入価格が上昇している。また、持続可能な食料システムの構築の必要性が国際的に認識されており、環境や人権等に配慮した食料の調達・供給のために追加的なコストが発生している。このようなコストの上昇については、適切に価格転嫁を進める必要があるが、生産者、食品事業者から消費者までの様々な取引において、必ずしもこれらのコストを十分に価格転嫁することは容易ではない状況である。

一方、フランスにおいては、2018年に、生産者の収入確保のため、サプライチェーンの関係者間の適切な付加価値分配を目指す「農業及び食料分野における商業関係の均衡並びに健康で持続可能で誰もがアクセスできる食料のための法律」(EGalim 法)が制定されたが、2021年に、EGalim 法の制度の見直しが行われ、EGalim2 法が制定された。

現在、我が国で議論されている価格転嫁対策の参考とするため、EGalim 法及びEGalim2 法の内容に加え、法律の執行状況、価格や現場への影響等について実態を調査する。

1.2. 事業実施内容

(1) 調査内容

本事業においては、次の①及び②の調査・分析を実施した。

① 文献調査

1) EGalim 法及び EGalim2 法に関する文献調査

フランス政府や研究者、業界団体等の文献を基に、法律の制定経緯及び改正の経緯について整理した。また、二つの法律及びその実施に必要な政令の翻訳を行うなど、法律の全体像について整理した。さらに、EGalim 法及び EGalim2 法の執行状況やフランスの政府関係者や食品事業者（生産者組織、加工業者、流通業者、小売業者など）、消費者などによる評価、指摘されている課題等について整理した。

2) EU 共通農業政策（CAP）に関する文献調査

2023 年 1 月に発効される次期 CAP の柱として、フードチェーンにおける生産者の交渉力の強化、生産者の公正な所得確保が盛り込まれている。生産者の交渉力強化については、2019 年 4 月に EU 指令（2019/633）が採択されており、各国に対応を求めているこれらの動きについてドイツにおける法制度への反映状況について文献調査を行った。

② ヒアリングの実施

本事業の調査の一環で 2023 年 1 月から 2 月にかけてオンラインヒアリングを実施した。また、下記のとおり、新山陽子氏（京都大学名誉教授）、杉中淳氏（農林水産省大臣官房総括審議官）、吉松亨氏（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長）によって 2022 年 9 月に現地調査が実施されており、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの担当者がオンラインで傍聴した。2022 年 9 月の調査についてもその結果を

一部引用しており、引用箇所ではその旨脚注にて記している。

1) 現地調査（2022 年 9 月）

a) 実施者

上記のとおり、フランスでの現地調査は、新山陽子氏、杉中淳氏、吉松亨氏によって行われ、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの担当者がオンラインで傍聴する形で実施された。

b) 訪問先

訪問日時及び訪問先は以下のとおりである（訪問日時はいずれもフランス時間）。

日時	訪問先
9 月 28 日	全国農業経営者組合連合（FNSEA）
	フランス農業・食料主権省
	Serge Papin 氏（大手流通グループ Système U 元社長）
9 月 29 日	生鮮果実・野菜専門職業間連合（Interfel）
	穀物部門専門職業間組織（Intercéréales）
	食品の価格とマージンの形成に関する観測所（OFPM）
	全国家畜食肉専門職業間連合（Interbev）
9 月 30 日	競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）

2) オンラインヒアリング（2023 年 1 月～2 月）

a) 実施者

新山陽子氏、杉中淳氏、吉松亨氏、農林水産省担当者、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングによりオンラインで実施された。

b) ヒアリング先

ヒアリング日時及びヒアリング先は以下のとおりである（訪問日時はいずれもフランス時間）。

日時	ヒアリング先
1 月 24 日	全国流通・商業連盟（Fédération du commerce et de la distribution: FCD）
	消費者協会（UFC-Que Choisir）
1 月 25 日	全国食品産業協会（ANIA）
1 月 26 日	フランス農業協同組合（La Coopération Agricole）
1 月 30 日	フランス農業・食料主権省
2 月 13 日	全国牛乳生産者連盟（Federation National de Producteur de lait ）
2 月 15 日	全国肉用牛連盟（Fédération Nationale Bovine: FNB）

2. EGalim 法の概要

2.1. EGalim 法制定の背景・経緯

フランスにて 2017 年 7 月 20 日から 12 月 21 日まで農業団体や消費者団体、食品企業、小売事業者など、食品に関連する主要な団体の代表による「食料全体会議（États généraux de l'alimentation）」が開催された¹。会議の内容が取りまとめられた法案が 2018 年 1 月 31 日に提出され、議会での審議を経て、「農業・食品産業における取引関係の均衡と健康的で持続的であるすべての人にアクセス可能な食料のための法（Loi n°2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous）」（以下、EGalim 法）が 2018 年 10 月 30 日に制定、11 月 1 日に公布された。

食料全体会議開催の背景には、農業生産者に公正な報酬を与えることを目的とした法律の実効性が疑問視されていたことと、マクロン大統領が掲げていた公約が関係している。フランスでは 2010 年に施行された「農業近代化法（LOI n° 2010-874 du 27 juillet 2010 de modernisation de l'agriculture et de la pêche）」²によって、農産物価格の乱高下を回避し生産者に公正な報酬を与えることを目的として、特定の品目（牛乳、山羊乳、生鮮果樹野菜）について農業生産者と買い手との書面による販売契約が義務化されていた。しかし、実際には契約化は進まず³、違反への罰則もなかったことから法律の実効性が疑問視されていた。生産者と買い手との不平等な力関係を批判する世論を受け、2017 年に発足したマクロン政権は、主要政策の一つに農業生産者の所得向上を掲げ、所得向上がそれまで改善されてこなかった要因として、付加価値がサプライチェーンの川上にいる農業生産者に適切に還元されてこなかったことを挙げた。

また、フランスの小売業界は、6 社の大手スーパーマーケットが食品小売の 90%以上のシェアを占め⁴、牛肉・豚肉部門は 1 社の大規模加工業者が 50%から 70%のシェアを握っているという寡占状態になっている。こうした業界構造により農業生産者に対して小売や加工業者が強い交渉力を持つことになり、農業生産者が本来得るべき利益が減少しているとの認識があった⁵。この構造の是正のため、流通業者間の価格競争に対する法的な規制が必要との認識が高まったことが EGalim 法成立の背景となった。

¹ EGalim 制定の背景・経緯については、みずほ情報総研『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020 年、91 頁を参照。

² <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000022521587/>.

³ 牛乳では生産者の 85%が 5 年以上の販売契約を買い手と締結しているが、生産費をカバーできるほどの報酬が生産者に与えられていない状況であった。生鮮果樹野菜では 3 年の契約が義務付けられていたものの、天候による生産のばらつきなどのため、3 年間という長期契約の締結は果樹野菜生産の実態に即しておらず、また法律が複雑すぎてほとんど契約は締結されない状況であった。加えて、農業近代化法は欧州域内及び域外から輸入された果樹野菜は義務の適用外であったため、果樹野菜の純輸入国であるフランスではほとんど実効性がないという問題があった。須田文明「フランスの新農業・食品法(案)の内容とその背景について考える（上）」『月刊 JA』第 64 巻第 9 号、2018 年、29-30 頁。

⁴ Auchan、Carrefour、Casino、Leclerc、Intermarché、Système U の 6 社。6 社の食品小売シェアはみずほ情報総研『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020 年、91 頁を参照。

⁵ 消費者協会 UFC-Que Choisir は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック以前の過去 20 年間の生鮮食品・加工品の販売価格を比較すると、農業生産者（とりわけ牛肉、豚肉、乳製品など）の報酬は下がっている一方で、小売価格は上昇しているという実態があり、産業界や流通業者の粗利は上がっているにもかかわらず農業生産者の報酬が下がっているという事象がみられたと指摘している。牛肉や鶏肉、牛乳について 2013 年から 2019 年にかけて消費者が支払った金額のうち農業生産者の報酬となっている部分は

2.2. EGalim 法の概要

(1) 法律の概要

① 法律のテーマと構成

EGalim 法は全 98 か条によって構成され、農事海洋漁業法典（Code rural et de la pêche maritime）や商法典（Code de commerce）、消費法典（Code de la consommation）の改正を含んでいる。EGalim 法の主なテーマ及び法律の構成は以下のとおりである。本事業では特に①に関連する項目を取り上げる。

- ① 農業生産者と取引相手との適正な商業関係：適切な付加価値の再分配による農業生産者への相応の収入の確保、値引きの制限
- ② 食品の品質・地産地消：製品の衛生面、環境面及び栄養面における条件の改善の他、農薬使用の削減やフードロス対策も含まれる
- ③ アニマルウェルフェアの強化
- ④ 健康に寄与し、信頼性及び持続可能性の高い製品の促進
- ⑤ 食料分野におけるプラスチックの使用の減少

図表 1 EGalim 法の構成

第 1 編	農業及び食料分野における商業関係の均衡を改善するための規定	第 1 条～第 23 条
第 2 編	健康的、高品質、持続可能な食品へのすべての人のアクセス可能性及びアニマルウェルフェアの尊重を推進するための措置	
第 1 章	健康な食品へのアクセス	第 24 条～第 66 条
第 2 章	アニマルウェルフェアの尊重	第 67 条～第 73 条
第 3 章	すべての人の持続可能な食品へのアクセス強化	第 74 条～第 92 条
第 3 編	農業分野における簡素化のための措置	第 93 条～第 95 条
第 4 編	移行規定及び最終規定	第 96 条～第 98 条

（出所）みずほ情報総研『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020 年、93 頁（一部訳語を変更）。

下がってきている一方で、産業・流通業者の取り分が増えているとされる。UFC-Que Choisir へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

② 農業生産者と取引相手との適正な商業関係に関する条文の内容

1) 書面による契約と農業生産者からの契約案の提示

EGalim 法は、農業生産者が農産物を最初の購入者に販売する場合の書面契約締結において、契約条件は農業生産者からの提案が先行するとした。同法制定以前は、流通業者や加工業者から農業生産者に対して契約条件が提示されることがほとんどであった。最初の購入者が、農業生産者が提示した書面契約の案を拒否又は留保する場合は理由に基づくものでなければならず、妥当な期限内に案を作成した農業生産者にその旨が伝達されなければならない。

書面契約が義務化されたわけではないが⁶、書面契約をする場合には以下に関する条項が含まれなければならない。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 価格、又は価格の決定及び改定の基準及び方式2 納品されうる、又は納品されなければならない対象製品の数量、原産地及び品質3 製品の集荷又は納品の方式4 支払いの手順及び期限に関する方式5 契約又は枠組み協定⁷の期間6 不可抗力の際に適用される規則7 事前通知の期限、及び契約の解除に関する様々な場合に適用される可能性のある違約金。解除の理由が生産方法の変更である場合、適用される可能性のある事前通知の期限及び違約金は低減される。 |
|--|

書面契約をする場合は、価格決定・改定のための基準・方式に、生産費等の指標を考慮しなければならない。この指標は、農業の生産コストとその推移に関する指標、市場において記録された農産物・食品の価格とその推移に関する指標、製品の品質や仕様などに関する指標とされる。指標は各部門の専門職業間組織（interprofession）によって作成・普及される。しかし、この指標はあくまで参考情報であり、この指標の使用が義務付けられているわけではない。指標は品目別に存在し、例えば牛肉では専門職業間組織である全国家畜食肉専門職業間連合（Interbev）の依頼を受けた畜産研究所（Idele）がサンプルとなる生産者のデータをもとに平均的な指標を作成している⁸（指標の作成例は後述の 4.1 を参照）。

専門職業間組織が作成する指標の使用は義務ではないものの、価格を決定する基準や方式には、生産コスト指標等を考慮しなければならないことから、専門職業間組織の指

⁶ デクレで定められた場合は義務化の対象となり、牛乳、山羊乳、羊乳、果実・野菜について書面契約が義務化された。<http://www.renaudier.com/essentiel/Juin%202019-L'Essentiel%20lo%20EGALIM%20et%20ordonnances%20dapplication.pdf>.

⁷ 枠組み協定とは、農業生産者が農産物の所有権を保持したまま生産者組織に第一の買い手との間で契約交渉を付託した際に、生産者組織と買い手との間で締結される協定のことである。生産者組織と買い手との間で EGalim 法で書面契約に含めるべき 7 つの条項が盛り込まれた枠組み協定が締結される。枠組み協定締結後、枠組み協定に基づいて各生産者と買い手が契約を締結する。

⁸ みずほ情報総研『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020 年、94-95 頁。

標が参考にされることが多いとされる⁹。

【参考：専門職業間組織】

フランスでは製品や製品群ごとに、その生産や加工、流通のフードチェーンを構成する専門職業組織によって専門職業間組織（interprofession）が設立される¹⁰。専門職業組織は、品目別・生産段階別の組織や品目群を代表する組織、及び産業段階の水平的な組織など多数存在し、これらの専門職業組織が専門職業間組織を構成する。

図表 2 専門職業組織の一例

品目群組織	野菜生産者全国連合（FNPL）、生鮮野菜果実小売業全国連盟（UNFD）、全国食肉工業・卸売業連盟（FNICGV）
産業段階	フランス全国農業経営者組合連合（FNSEA）、フランス卸売市場連合（FFMIN）、全国食品産業協会（ANIA）

（出所）新山陽子「欧州の食品安全対策と専門職業（間）組織の役割」（FCP 食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会資料）2017 年、25 頁、
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/torikumi_jirei/attach/pdf/torikumi_jirei_02-11.pdf。

専門職業間組織は、各段階を最も代表する専門職業組織によって構成され、当該製品とその専門職業組織を代表しその利益のために行動する。フランスでは、1975 年の「農業の専門職業間組織に関する法」が組織の原則と承認について定めた最初の法であるが、現在は EU の農産物市場共通組織規則（CMO 規則）（Regulation (EU) No 1308/2013）の第 157 条において加盟国が職業間連合組織（interbranch organisations）を承認することを認め¹¹、フランス農事海洋漁業法典にて専門職業間組織が承認されている。農事海洋漁業法典では、農業生産、農産品の加工や販売の最も代表的な事業者組織で構成される団体が、専門職業間組織として認定の対象となる。認定は、原則として産品又は産品群で 1 組織のみである。

2023 年 1 月現在で認定されている専門職業間組織は農業・食料主権省のウェブサイトで確認できるが¹²、一例は下記のとおりである。

⁹ みずほ情報総研『平成 31 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020 年、95 頁。

¹⁰ 以下は次の文献に基づき整理した。新山陽子・高鳥毛敏雄・関根佳恵・河村律子・清原昭子「フランス、オランダの農業・食品分野の専門職業組織—設立根拠法と組織の役割、職員の専門性—」『フードシステム研究』第 20 巻第 4 号、2014 年；新山陽子「欧州の食品安全対策と専門職業（間）組織の役割」（FCP 食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会資料）2017 年、
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/torikumi_jirei/attach/pdf/torikumi_jirei_02-11.pdf。

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32013R1308>。

¹² <https://agriculture.gouv.fr/organisation-economique-interprofessions>。

図表 3 専門職業間組織の一例

牛肉	全国家畜食肉専門職業間連合（Interbev）
青果物	生鮮果実・野菜専門職業間連合（Interfel） 全国青果物加工職業間組織（Anifelt）
生乳	全国乳業職業間センター（Cniel）
油脂・穀類	野菜油・プロテイン職業間組織（Terres Univia）
ワイン	全国フランスワイン職業間組織（Anivins de France）

（出所）新山陽子「欧州の食品安全対策と専門職業（間）組織の役割」（FCP 食の安全・信頼に関する新たな知見の蓄積勉強会資料）2017 年、25 頁（一部訳語を変更）、
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/torikumi_jirei/attach/pdf/torikumi_jirei_02-11.pdf。

専門職業間組織の代表性について、農事海洋漁業法典 L.632-1 条は活動セクターのかなりの割合を代表している場合に専門職業間組織として認定されとするのみで、具体的な割合は示されていない。代表性をどう決めるかはケースバイケースであり、利用可能なデータに基づいて決定される¹³。

以下の 1 つ又は複数の目的を果たす専門職業間組織が認定の対象となる。

- 1 需要に応じた供給（製品の質・量）促進、販売促進による市場管理
- 2 産業部門内の契約手続きの開発
- 3 特に、製品のトレーサビリティによる食品安全・衛生の強化
- 4 イノベーション、応用研究、実験、開発計画の奨励
- 5 部門の経済的潜在力の維持・開発促進
- 6 国内・海外市場における製品・産業部門に関する情報活動・プロモーション
- 7 農産物と食品の生産、加工、販売、流通に関連したリスクや危害（特に衛生、植物検疫等）の予防・管理を目的とした共同活動の奨励
- 8 技術規格、品質規律などの作成・実施による製品品質の向上など

専門職業間組織が特定の製品の生産や取引、加工を代表する組織であると認定されると、専門職業間組織で締結された協定は、管轄官庁の認定によって期間を限定して組織の非構成員を含めた産業の全体又は部分に拡張される（CMO 規則第 164 条）。CMO 規則第 164 条に該当する認定された専門職業間組織は、すべての構成員及び構成員以外の関係する事業者等からも分担金を徴収する資格を有する（同規則第 165 条）。

¹³ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023 年 1 月 30 日）。

2) 再販価格水準（SRP）の引上げ

フランスでは、1996年に損失を伴う再販売の閾値である「再販価格水準（seuil de revente à perte: SRP）」が導入され、商品の供給者から購入した価格を下回る価格での製品の再販売が禁止されているが、EGalim法によって消費者に再販売される食品についてSRPの基準を1割引き上げる（仕入れ価格の110%で販売する）こととされた。EGalim法施行前は、1ユーロで仕入れた商品は少なくとも1ユーロで販売する必要があったが、EGalim法により同じ商品を1.1ユーロ未満で販売することはできなくなった¹⁴。

SRPに引上げは2年間の試行的な措置である（本措置は2019年2月1日に発効。「公共行動の加速化及び簡素化に関する2020年12月7日の法律2020-1525号¹⁵」の第125条によって2023年4月15日まで延長）。

3) 値引きの制限

流通段階における安売り競争に一定の歯止めをかける目的から、EGalim法は食品の値引き水準を制限している。同法で認められる値引きの水準は、価格ベースで34%、量ベースで25%以下であり、例えば、一つの商品を購入すれば同一商品を1つ無料にするといった販売促進方法は許容されないことになる。この対策は2年の試行期間が設けられている（本措置は2019年1月1日に発効。「公共行動の加速化及び簡素化に関する2020年12月7日の法律2020-1525号」の第125条によって2023年4月15日まで延長）¹⁶。

4) 調停官への相談

農産物販売契約及び枠組み協定の履行に関する紛争は、農産物取引関係調停官（mediateur）に相談することが可能である。調停官はデクレ（政令）¹⁷によって任命され、経済部門と農業部門の大臣の共同アレテ（省令）によって権限を委任される¹⁸。2021年12月に調停官に任命されたThierry Dahan氏は、フランスの競争委員会（L'Autorité de la concurrence）の副委員長や法律事務所のアシャースト（Ashurst）の競争及びEU法部門の弁護士を務めていた人物である。

¹⁴ <https://agriculture.gouv.fr/EGalim-comprendre-le-seuil-de-revente-perde-et-lencadrement-des-promotions>.

¹⁵ <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000044224537/2021-10-20/>.

¹⁶ みずほ情報総研『平成31年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書』2020年、94頁。

¹⁷ 首相が制定する法規は、デクレという法形式をとる。国会の立法権限に属する法律事項と首相の立法権限に属する命令事項とに二分され、前者については従属命令、後者は、独立命令の制定となる。命令のうち、デクレ（政令）は大統領と首相が制定、アレテ（省令）は大臣や知事が制定する。いずれも行為者に着目した形式であり、政府や省庁といった機関に着目した命名ではない。また、法的効果について違いはない。

オルドナンスは政府の委任立法権限に基づく法規であり、国会が法律をもって本来規律すべき特定の事項について、政府の要請に応じて授權法律によって授權がなされた場合には、政府はオルドナンスというかたちで法規を制定しうる。白紙委任立法権限であることが命令との相違点である。

¹⁸ <https://agriculture.gouv.fr/le-mediater-des-relations-commerciales-agricoles>.

5) 再交渉条項の修正

EGalim 法第 9 条は、原材料価格の価格変動に伴う契約の再交渉を促進させるために商法典第 L.441-8 条を改正し、農産物原料に加えてエネルギーコストの変動に応じて発動する再交渉条項を契約に含まなければならないと規定している。また、再交渉に要する期間を 2 か月から 1 か月に短縮した。

2.3. EGalim 法に対する評価

(1) 各種団体等の評価

EGalim 法は成立当初より農業団体等から厳しい評価がなされていた。前述のとおり EGalim 法では専門職業間組織が参照可能な生産費指標を作成・普及するよう規定されているが、農業団体は専門職業間組織で指標を作成できない場合には政府の「食品の価格とマージンの形成に関する観測所 (Observatoire de la formation des prix et des marges produits alimentaires: OFPM)」の生産費や価格を指標として用いることを要求していた。しかし、これが見送られたことで流通業者による買ったたきへの抑止にならないと農業団体は批判した¹⁹。

再販価格水準 (SRP) の導入や値引きの制限など安売り競争を防止する規定については、一部の流通業者や消費者団体からは食品価格の値上がりを警戒する声が上がった。これらの措置が農業生産者の報酬向上に与える効果についても、消費者団体は価格を引き上げても即座に農業生産者の報酬上昇につながるわけではないとして当初よりその効果については懐疑的であった²⁰。

また、一律に閾値が設定されるとインフレにつながり購買力が低い消費者にとっては相対的に負担が大きくなりかねないとの懸念もあった²¹。購買力の低い消費者は、低価格商品を求めて、ハイパーマーケットと呼ばれる、もともとマージンが低く販売されているところで廉価な商品を購入してきたが、消費者団体の分析によると、EGalim 法が施行されて以降、インフレ率が顕著なのがハイパーマーケットとのことである²²。一方で、SRP の閾値が引き上げられたとことで、大手流通業者間の価格競争が少し沈静化したという調査結果も出ているとのことである²³。

農産物卸連合会 (FNA) は、フランスの小麦の 4 割は輸出されており、国際相場以外から価格を決定することは幻想でありフランス産小麦の国際競争力を削ぐこと、農業生産者への価格の人工的なつり上げよりも政府は農産物輸出に力を入れてほしいと批判した²⁴。

こうした否定的な評価がある一方で、法律の趣旨それ自体は各業界や分野から一定の支持を得た。食品製造の業界団体は、公正な価格の実現や農業生産者に適切な報酬を確

¹⁹ 須田文明「フランスの新農業・食品法(案)の内容とその背景について考える (下)」『月刊 JA』第 64 巻第 12 号、2018 年、26 頁。

²⁰ UFC-Que Choisir へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²¹ UFC-Que Choisir へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²² UFC-Que Choisir へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²³ UFC-Que Choisir へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²⁴ 須田文明「フランスの新農業・食品法(案)の内容とその背景について考える (下)」『月刊 JA』第 64 巻第 12 号、2018 年、27 頁。

保するという目的が理に適っているとして EGalim 法を支持している²⁵。

流通業界も EGalim 法を支持しており、流通の業界団体である FCD はこうした法律が制定されることには反対ではなく、農業生産者の報酬が川上において付加価値をもとに均衡がとれるようにすることは経済の活性化には重要であるとの姿勢である²⁶。

消費者団体も、社会的・環境的な観点から「値段が安ければよい」という考え方ではなく公正な価格の必要性を認識しており、農産物や食品価格が上がることが予想されるとしても価格交渉の均衡化の観点から EGalim 法を支持している²⁷。

また、EGalim 法の成果がなかったわけではなく、食品製造の業界団体へのヒアリングでは乳製品分野に関しては改善があったとの評価が確認できている。法律により、価値の配分が適切に行われるようになったこと、牛乳生産者に対する適正報酬が支払われ、生産価格が反映されるようになったことが改善の要因であり、川上から川下まで適切な価格での取引ができるようになることで、従来のように大手流通が価格を決めるような状況ではなくなったとされる。価格の変動に関してもコストが適正に反映されるようになったことで、乳製品分野全体で改善されたと食品製造の業界団体では捉えているとのことであった²⁸。

(2) 各種報告書における評価

EGalim 法の実施状況を評価するために元老院 (Sénat) 等が調査を行い、報告書を公表している。公表されている報告書の概要を紹介する。

① 元老院「法施行後 1 年の振り返り」報告書

1) 報告書の背景・目的

EGalim 法施行から 1 年後の振り返りとしてフランス元老院経済委員会 EGalim フォローアップグループが報告書「Rapport d'information de M. Daniel GREMILLET, M. Michel RAISON et Mme Anne-Catherine LOISIER au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 30 octobre 2019 Rapport n° 89 (2019-2020)²⁹」を作成した。これは、Daniel Gremillet、M. Michel Raison 及び Anne-Catherine Loisier の 3 名の元老院議員が作成した報告書で、EGalim 法施行から 1 年後の 2019 年 10 月 30 日に提出されたものである。

EGalim 法の実施状況を検証した結果、報告書作成時では EGalim 法が農業生産者の収入に影響を与えていないことを指摘するとともに、好ましくない副作用を回避するための提言をとりまとめている。

2) 評価の内容

a) 農業生産者の収入への影響

EGalim 法は農業生産者に大きな期待を抱かせたが、報告書は EGalim 法が農業生産者

²⁵ ANIA へのヒアリング (2023 年 1 月 25 日)。

²⁶ FCD へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²⁷ UFC-Que Choisir へのヒアリング (2023 年 1 月 24 日)。

²⁸ ANIA へのヒアリング (2023 年 1 月 25 日)。

²⁹ <https://www.senat.fr/notice-rapport/2019/r19-089-notice.html>。

の収入にあまり影響を与えていないと評価している。農業生産者の所得は36%が食料消費、27%がEUの共通農業政策（CAP）を中心とする公的な補助金、30%が輸出から構成されており、また、フランスの世帯の食費における集団食堂（*restauration collective*）向けの支出を除くと、大規模な流通業者の食品販売に占める消費者向けの割合は70%程度であるとなる。その意味でEGalim法が作用するのは、農業生産者の所得の約5分の1程度を占めるに過ぎない。EGalimはその名称の通り食品に関する法律であり、農産物全体についての法律ではないとしている。また、農業生産者の所得改善のためにはCAPや輸出への対処も必要であるが、2021-2027年でEUの共通農業政策（CAP）の予算が15%減少することも農業生産者の所得にとってリスクになるとする。

消費者への影響について、市場分析会社が2019年10月に実施した調査によれば、食料品、美容・衛生製品、家庭用品の価格は0.3%上昇、生鮮食品は1.2%上昇、バター6%、アニス・アペリティブ（食前酒）6.8%、ウイスキー5.2%価格が上昇した。

SRPが農産物の収益を減少させる場合もあるとしている。毎年夏にイチゴ（ガリゲット種）を販促に使用する流通業者が存在するが、その平均価格は、再販価格水準レベルで平均1皿1.99ユーロであり、再販価格水準が10%引き上げられると2.19ユーロになるが、1皿2ユーロ以下を求めているという消費者心理を重視して販売店が価格を維持しようとする、農業生産者からの購入価格が10%削減されるとする。

食品価格が上昇したこと、大手流通業者は2019年始めからプライベートブランドの価格を引き下げるとともに、食品以外の医薬品、化粧品、衛生用品の価格を下げて消費者への宣伝に利用した。

また、値引きの制限に抵触しない形でのディスカウントが行なわれている。例えば、「5ユーロの商品1個を買えば、次に同じ商品を買うときに2ユーロ値引き」という宣伝は行われなくなったが、「陳列棚の5ユーロの商品を1つ購入すれば、次に陳列棚の商品の購入時に2ユーロ値引き」といった宣伝がなされている。

b) 中小・中堅企業や生産者組織への影響

報告書は、EGalim法によって中小・中堅企業、生産者組織が苦しめられていると指摘している。SRPは商品の店頭価格の引き上げにつながるが、メジャーブランド商品はブランド力が高く価格が上がっても流通業者が購入する量が落ちない。そのため、SRPの引き上げはメジャーブランドのシェアを増加させ、2018年から大量消費商品における大手企業のマーケットシェアが0.8ポイント増加した。

また、SRPによりメジャーブランド商品の低価格販売が抑制された一方で、SRPの対象とならないプライベートブランド商品の価格競争力が増した³⁰。プライベートブランドのボリュームが増加しており、流通業者がプライベートブランドの価格を値下げすることで価格競争に陥るリスクがある。

中小企業の商品は流通業者の戦略の中で重視されなくなり、また、価格競争が激しいプライベートブランド商品を製造しているのは中小企業であることから、EGalim法によって最も苦しんでいるのが中小企業であるという逆説的な状況が生じている。SRPの引き上げは、交渉の公平性を高めて中小企業の利益につなげることを目指していたが、

³⁰ SRPは製品の再販売を対象としているが、流通業者の依頼によってメーカーが生産する商品は再販売ではないためSRPの対象とならない。Simon associés, “Le seuil de revente à perte,” <https://www.lettredeseaux.com/P-3113-451-A1-le-seuil-de-revente-a-perite.html>.

報告書作成時点では EGalim 法は失敗していると分析されている。

3) EGalim 法の副作用

報告書は EGalim 法により以下の 3 つの副作用が生じていると分析している。

1. 値引きの制限により廃業の危機にある中小企業が存在する。値引きの制限の規制により価格ベースで 34%、量ベースで 25%に値引き水準が制限されたが、これを超えてはならない基準ではなく、取引交渉における到達すべき（値引きの制限の規制の水準までなら値引きをしてもいいという）標準になりつつあり、法施行前にあまり値引きをしてこなかった中小企業を苦しめる結果となっている。また、季節商品の販売は特売によって増えるが、値引きの制限が量ベースで 25%とされていることが障害となっている。値引きの制限は消費者の購入意欲を減退させ、こうした農業生産者の売上を減少させてしまう。
2. 価格の再交渉条項が原材料価格の高騰時に機能していない。2019 年 1 月～10 月にかけてフランスではアフリカ豚熱のために豚肉価格が 45%上昇した。豚肉加工業では原材料価格が原価の 70%以上になることから、豚肉加工業者が価格の再交渉を販売業者に対して要求したが、再交渉条項は機能しなかった。
3. EGalim 法では、企業と同様に協同組合が農業生産者に対して不当に低い報酬を設定した場合は罰則の対象となる。しかし、企業に対して適用される制度を生産者組織に適用するのは、法施行の趣旨を逸脱している。

4) 改善すべき点

報告書作成時において EGalim 法は農業生産者の収入に影響を与えておらず、逆に副作用が生じている。食料全体会議のねらいを実現するためには、以下の 3 つの対策を早急に講じるべきと報告書は指摘している。

1. 最旬期の商品を値引きの制限の対象から外し、ケースバイケースで困窮する中小企業による実験を認める。
2. 特に豚肉について価格自動改定の実験を行う。
3. 生産者組織に関するオルドナンスを立法した時の目的に立ち返り、生産者組織への財政的な罰則を廃止する。

② 損失を伴う再販基準の引上げ並びに特定の食品及び食料品の廉売規制に関する試行措置の評価に関する議会への報告書

1) 報告書の背景・目的

「損失を伴う再販基準の引上げ並びに特定の食品及び食料品の廉売規制に関する試行措置（2018 年 12 月 12 日オルドナンス No.2018-1128 第 4 条）の評価に関する議会への報告書（Rapport au Parlement Évaluation des mesures expérimentales de relèvement du seuil de revente à perte et d'encadrement des promotions pour les denrées et certains produits

alimentaires (article 4 de l'ordonnance n° 2018-1128 du 12 décembre 2018))」は、EGalim 法の再販価格水準（SRP）と値引きの制限の規制が食料品の価格に与えた影響を評価するため、経済・財務・復興省と農業・食料主権省によって共同で作成され、2020 年 9 月 30 日に議会に提出された。中立性を確保するため、実際の調査はパリ第 1 パンテオン・ソルボンヌ大学の François Gardes 教授と国立農業・食料・環境研究所（INRAE）の Céline Bonnet 研究ディレクターに委託された。調査結果の透明性と進捗を把握するための委員会が農業・食料主権省と競争・消費・詐欺防止総局（DGCCRF）によって設立され、農業生産者、食品加工業者、流通業者、消費者の代表が参加し、調査方法や調査結果等について議論が行なわれた。

報告書では、EGalim 法施行後の食料品価格の変動を多数の品目について統計的に解析し、一部の品目を除き、全体として EGalim 法による価格への影響は軽微であると結論づけている。なお、農家収入への影響については、十分なデータが入手できず、分析できなかったとしている。

2) 報告書の内容

分析では、EGalim 法が食料品の価格に与えた影響を評価するため、ニールセン、IRI、国立統計経済研究所（INSEE）による食料品価格の調査結果、様々な流通チェーンにおける販売・安売りに関するデータ、ナショナルブランド、プライベートブランドの販売データ等が利用された。

これらのデータを統計的に解析し、EGalim 法と価格上昇との因果関係を評価した。さらに、フォアグラ、シャンパン、スモークサーモン等の個別品目（季節商品）についても分析が行なわれた。

3) 結論

本報告書による影響評価によれば、SRP 引上げと食料品の値引きの制限の規制はインフレをもたらさず、全体として食品価格の下落に歯止めをかけたとしている。ただし、2019 年のインフレ率は 1%未満であり、値引きの制限の規制は当該規制の対象外であるプライベートブランド製品の価格下落を間接的に刺激した可能性がある。

SRP の引き上げもいくつかのプライベートブランド製品を除いて売上にはほとんど影響がなかったと考えられる。プレミアムなプライベートブランド（MDD thématiques）と中小企業が販売する製品は、EGalim 法に基づくこれらの実験措置の恩恵を最も受け、売上が有意に増加したと考えられる。

本分析で検証した食品の価格上昇は、事前の予想よりも非常に小さかった。その要因として、①SRP により影響を受ける製品の影響を過大に評価したこと、②価格が上昇する製品から直接影響を受けない代替品への消費のシフト（例えばナショナルブランドからプライベートブランドへのシフト）、③SRP 引上げにより流通業者の商品仕入れ価格が上がっても、10%の SRP の引上げが消費者に与える影響は小さかったことが考えられる。

大規模流通業者は従来の販売促進のための販売戦略を修正し、具体的な値引き額を強調せず価格の魅力を提示することや、医薬品、化粧品、衛生用品などの他の商品における販促の強化、ポイントカード（cartes de fidélité）、異なる製品を用いたロット販売を

行っている。

2019 年に起きた他の変化として、販売促進活動の減少が挙げられる。特に中小企業にとって顕著であり、IRI のデータによれば、量ベースで-14%、価格ベースで-11%であった。販促は中小企業が利用できる消費者向けの唯一の情報提供手段である（特に中小企業が製造する休暇シーズン向けの製品がそうであり、2019 年にはこうした市場のいくつかの製品の市場規模が大きく減少した）。中小企業の製品に対する参入障壁（しばしば単一製品のみを大量に製造する多国籍企業の製品による代替が容易でない）は、値引きの制限により継続すると思われる。

一方、これらの措置が農業生産者の収入に与える影響の分析は、実験期間に関する公的なデータが入手できないことから、実施できなかった。

DGCCRF が 2019 年に価格ベース 34%の値引きの制限の規制の遵守状況を確認したところ、この規定はかなり遵守されていた。

フォアグラとその他の祝祭シーズン向け製品（例えばシャンパン、燻製サーモン）は、2019 年にその販売が量と価格の両面で減少したが、これは値引きの制限の規制によるものと考えられる。

③ Serge Papin 氏による報告書

1) 報告書の背景・目的

Julien Denormandie 農業・食料大臣と Agnès Pannier-Runacher 経済・財務副大臣が、物流分野の専門家でコンサルタントとして活動するセルジュ・パパン氏（Serge Papin）に EGalim 法の施行状況等の評価のための調査を委託した。パパン氏はフランスの大手流通グループ Système U の元社長で、退任後はコンサルタントとして活動している人物である。パパン氏は、2020 年 10 月中旬から 2021 年 1 月末までに農業団体や食品加工業、流通業など 60 以上のステークホルダーにヒアリングを行ない、2021 年 3 月に報告書「Rapport de la mission de médiation et de conciliation concernant le bilan de la loi EGalim et la nécessité de mieux rémunérer la chaîne de valeur agricole」を提出した³¹。

報告書では、関係者のヒアリングを踏まえて EGalim 法の施行状況の評価し、農業生産者を保護し、その収入を増加させるための提言が示されている。

2) 報告書の内容

a) 現状認識の評価

報告書では、EGalim 法の施行から報告書作成時までの状況について、関係者へのヒアリングを踏まえて以下のように指摘している。

- ・ EGalim 法発効後の 2 年間で、農産物の価格は一部のプライベートブランドと酪農セクターにおいては上がったが、すべてのセクターでそうだったわけではない。
- ・ 農業生産者は流通業者や加工業者に比べて組織化が進まず、交渉への準備も整っていないため、食品関連産業の中で弱い立場にある。
- ・ EGalim 法の施行以来、インフレは発生していないか、発生してもごく僅か。値引

³¹ <https://agriculture.gouv.fr/serge-papin-remet-julien-denormandie-un-rapport-sur-la-loi-EGalim-1>

きの制限の規制と再販価格水準（SRP）の 10%引き上げは、約 5 億 5000 万ユーロの価値を生み出したとされる。しかし、これらの価値は完全には農業生産者に還元されていない。

b) 提言

上記の認識のもと、報告書では以下の 9 項目の提言を掲げている。

1. 複数年の枠組みで「価格を先導する手続き（*marche en avant du prix*）」を保証するべきである。農業生産者と一次加工業者との間の契約は、最終的な価格交渉を導くものでなければならない。

この提言の趣旨と具体的な内容は以下の通り。

- ・ 価格は、価格交渉の当事者双方によって検証・合意された指標にもとづくべきである。こうした指標について、独立した監査者による監査を実施し、普遍的、客観的かつ議論の余地のない指標であることを保証することを提言する。
 - ・ 価格の基準となるこれらの指標は、農産物原料の価格に影響を与える投入資源の価格の上昇・下落にもとづく自動的な改定条項を具備すべきである。
 - ・ 川下側での契約において、農産物原料の価格の占める割合を交渉不可能とすべきである。具体的には、豚肉加工品やパンなど、一次加工品又は農産物原料の割合が高い製品があげられる。
 - ・ 複数年にわたる契約を提言する。契約期間は 3 年間で更新、又は多額の投資が必要な場合は、償却を保証し生産性を確保するために 6 年間まで延長可能とすることが適当である。
2. 透明性確保の手段を試行して取引の透明性をさらに目指すべきである。同じ産業分野の関係者間での信頼性の欠如が指摘されていることから、透明性を高めるために、信頼できる情報の取得が必要である。価格の形成過程を知るために、機密情報を第 3 者と共有するシステムを構築し、匿名化された指標を確立することが必要である。
 3. 販売促進の役割を明確化して食品の価値に対する認識を改善するべきである。多くの企業、特に中小企業は EGalim 法の値引きの制限の規制による販売への影響を指摘している。EGalim 法の値引きの制限の規制においても、ある種の廉売は規制されておらず、これが消費者の目から見て食品の価値を低下させている。そこで、このような廉売の範囲を制限して業種間で共通の方針に沿ったものとし、店外でのプロモーション（チラシ、インターネット等）を禁止する。
 4. EGalim 法は、仲裁のメカニズムを強化したが、紛争への介入は限定されている。そのため仲裁者の権限を強化することを提言する。
 5. 取引行為審査委員会（*Commission d'examen des pratiques commerciales: CEPC*³²）の活動の中で流通面の制裁の適用に当たっての判断力を発揮できるようにすべき。これ

³² 2001 年 5 月 15 日に制定された「新経済規制法（*la loi du 15 mai 2001 relative aux nouvelles régulations économiques*）」によって設立された委員会であり、生産者、サプライヤー、卸売業者の間の商業又は宣伝に関する文書や慣行に関する意見を述べたり提言を行うことが役割である。

<https://www.economie.gouv.fr/cepc>

により、様々な関係主体が制裁をより良く理解することができる。

6. フランス原産の製品や原材料に対する「フランス原産」表示を体系的に行ない、国産の農産物に対する愛着・意識を高める。
7. 農業生産者の交渉力を強化するため、既存の生産者組織を再編することにより、より強力な農業生産者の組織の設立を奨励する。
8. 会員と協同組合との結びつきを強化することにより、会員と協同組合との間の報酬に関する契約のロジックをさらに発展させ、需要に対する供給の適切性を高める
9. 小学校から食品と農業についての実際的な食育を実施するとともに、医学教育においても、この視点を強化する。

④ 元老院経済問題委員会報告書（2022 年 2 月）

1) 報告書の背景・目的

2022 年 2 月 23 日に報告書「Rapport d'information n°5109 sur l'évaluation de la loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous, (dite « loi EGALIM »)」が国民議会に提出された（本報告書は、EGalim 2 法施行後に公表されたものであるが、EGalim 法に関する評価が中心であるためこの節で紹介する）。この報告書は EGalim 法施行後 3 年間の実施状況の評価するために元老院の経済委員会が行った調査結果に関するもので、報告書の作成に際しては、関連業界団体、消費者代表などの関係者を集めた会議が開催され、意見聴取が行なわれた。報告書の報告者は、元老院議員である、Grégory Besson-Moreau、Jean-Baptiste Moreau、Jérôme Nury、Dominique Potier の 4 名である。

報告書は、EGalim 法が目指した目標は法施行後 3 年間経っても半分程度しか達成されていないと指摘したうえで、23 項目からなる提言をとりまとめている。提言 1～9 は EGalim 法の経済的側面に関する提言で、提言 10 以降は主として健康で持続可能な食品に関する提言となっている。なお、アニマルウェルフェアに関する事項については別途検討が行なわれていることから、この報告書の提言の中には含まれていない。

2) 提言の内容

報告書の提言の内容は以下の通りである（健康で持続可能な食品に関する提言 10 以降は省略）。

- 1 交渉における農業生産者の地位を強化する取組みに関する法令の改正、あるいはそれに代わる取組みを定めるために関係業界とともに取り組むことを推奨する。
- 2 食品分野の専門職業間組織が、個別契約がほとんどなされていない産業分野における取引交渉の再均衡のため、有効な代替策を提供することを検討し、複数年化の観点においてこうした試みを急いで評価することを推奨する。
- 3 力関係を逆転させるためには、生産者組織や生産者組織組合内の生産の組織化を伴わない限り、書面契約義務化だけでは十分でない。事業計画（programme

opérationnel) の利用といった欧州共通農業政策 (CAP) のもとでの促進策は、農業生産者の組織化を促進するために非常に有効となるかもしれない。

- 4 2018 年と 2021 年の立法によって求められた改革の手段に対する例外を制限すること。
- 5 合理的なタイミングにおいて、強化された SRP の実施と生み出された収益の分配をフォローできるような統計的ツールを施行する。
- 6 OFPM が採用する方法論を再検討すること。
- 7 最近のインフレによる消費者への影響を緩和するために、農業・食品のサプライチェーン上流を再度引き締めようとする誘惑が生じる可能性がある。しかし、インフレは農業生産者や中小企業の経済状況を悪化させるための口実として使われるべきではなく、購買力に対する懸念と小規模な事業者などの生存との間の合理的なバランスを見出すべきである。
- 8 契約義務化の遵守と不正行為の防止を確実にこなうために不可欠な DGCCRF の規制と活動手段を強化すること。
- 9 不当な低価格への対策が不十分な原因となっている問題点又は障壁についての調査を行うこと。

3. EGalim 2 法の概要

3.1. EGalim 2 法の背景・経緯

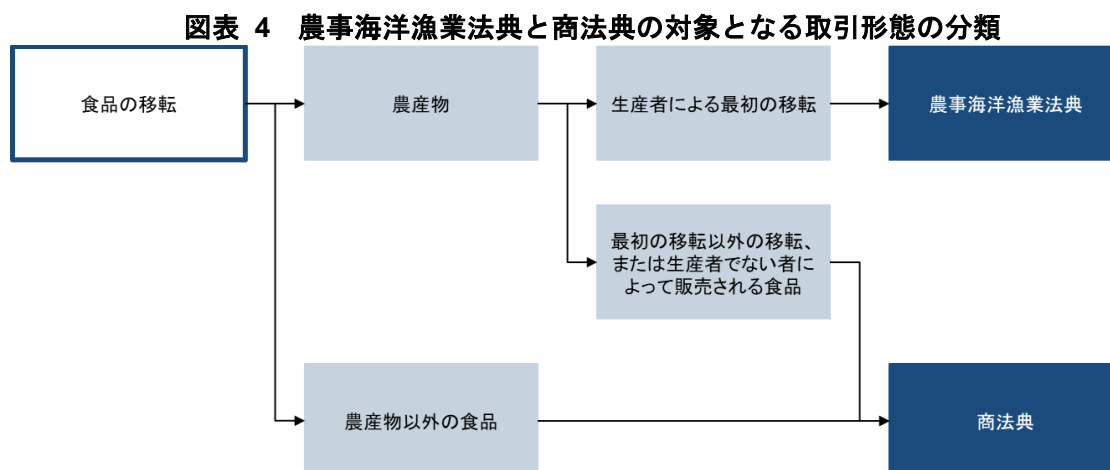
前章のとおり「食料全体会議」での議論を経て「EGalim 法」が 2018 年 10 月 30 日に制定された。しかし、EGalim 法の目的の 1 つである農業生産者の報酬確保を実現するには法律の強化が必要であると認識されるようになった。

2021 年 3 月に公表されたパパン氏の報告書で農業生産者により良い報酬が確保されることを目的とした提言がなされ、その提言を踏まえて、グレゴリー・ベッソン=モロー（Grégory Besson-Moreau）議員が法案を提出した。議会での審議の結果、「農業者の報酬保護のための法（Loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs（以下、EGalim 2 法）」が 2021 年 10 月 18 日に制定された³³。

3.2. 法律の構成

EGalim 2 法は 16 か条によって構成され、農事海洋漁業法典や商法典、消費法典の改正を行っている。EGalim 2 法は、農業生産者と取引相手との適正な取引関係の強化に関して、書面での契約締結の義務化や生産費に関する指標の作成の加速化などを規定している。

フランスにおける農産物・食品の取引について、農業生産者と最初の購入者の間での農産物の取引は農事海洋漁業法典の対象、最初の購入者以降の農産物・食品の取引は商法典の対象となる（図表 4）。



（出所）”Foire aux questions : application de la loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” p.4 に基づき MURC 作成。

EGalim 2 法の対象となる農産物や食品に関して、農業生産者による最初の買い手との書面契約義務については農事海洋漁業法典 L.631-24 条によって規定されており、具体的な農産物の範囲は EU 農産物市場共通組織規則（CMO 規則）の附属書 1 に記載さ

³³ <https://agriculture.gouv.fr/promulgation-de-la-loi-EGalim-2-de-nouvelles-avancees-au-profit-de-la-remuneration-des-agriculteurs>

れた農産物とされている³⁴。

農業生産をしない者（食品メーカーやサプライヤー等）による農産物や食品の商取引は商法典 L.441-1-1 及び L.443-8 によって規定されるが、商法典では農産物や食品について具体的に定義されていない。この点について、農業・食料主権省及び競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）が作成した EGalim 2 法適用に関する FAQ では、2019 年に EU で制定された「不公正な取引慣行に関する EU 指令（EU 2019/633）」（以下、不公正取引慣行指令）の第 2 条において、法令の対象となる農産物及び食品の定義を「欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of the European Union）」（以下、EU 機能条約又は TFEU と省略する）の附属書 1 でリスト化されている製品³⁵、及び附属書 1 ではリスト化はされていないが附属書にてリスト化されている製品を使用して人間の食品に使用するために加工された食品であるとして、商法典における食品も同様に定義しうると述べられている³⁶。

EGalim 2 法の遵守状況の監視は、経済財務復興省（以下、経済省）の内局である DGCCRF の管轄となっている³⁷。

³⁴ CMO 規則の附属書 1 で農産物に含まれるのは次のものである。穀物、コメ、砂糖、乾燥飼料（dried fodder）、種子、ホップ、オリーブ油・テーブルオリーブ、亜麻・麻、果実・野菜、加工果実・野菜製品、バナナ、ワイン、生きている樹木その他の植物及びりん茎・根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉、タバコ、牛肉・子牛肉、牛乳・乳製品、豚肉、羊肉・やぎ肉、卵、家禽肉、農産物由来のエチルアルコール、養蜂製品、蚕、その他製品。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32013R1308#d1686e1546-671-1>.

³⁵ TFEU の附属書 1 で農産物に含まれるのは次のものである。生きている動物；肉及び食用内蔵；魚、甲殻類、軟体動物；乳製品、鳥卵、天然ハチミツ；動物（魚を除く）の内臓・膀胱及び胃、全体及びその断片；他に指定又は含まれていないもの；生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉；食用の野菜、根及び塊茎；食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮；コーヒー、茶及び香辛料（マテを除く）；穀物；加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及びグルテン；ペクチン；ラード及びその他のレンダリングされた豚の脂肪、レンダリングされた家禽の脂肪；ウシ、ヒツジ、ヤギのレンダリングされていない脂肪並びに獣脂；ラードステアリン・オレオステアリン・獣脂ステアリン並びにラード油・オレオ油・牛脂・いかなる方法でも乳化又は混合又は調製されていないもの；魚類及び海洋哺乳類の油脂（精製してあるかないかを問わない）；不揮発性植物油（液体、固体、未精製、精製）；動物性油脂又は植物性油脂（水素添加され、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く）；マーガリン並びにこの類の動物性油脂及びその他調整食用油脂；脂肪性物質又は動植物性ろうの処理の際に生ずる残留物；肉、魚、甲殻類、軟体動物の調整品；てん菜糖及び甘しや糖（固体のもの）；その他の糖類、糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない）及びカラメル；糖みつ（脱色してあるかないかを問わない）；風味付け又は着色された砂糖、糖水及び糖蜜（バニラ砂糖又はバニリンを含む）、任意の割合の砂糖を加えた果汁を除く；カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったもの）；カカオ豆の殻、皮その他のくず；野菜、果実、その他植物の部分の調製品；ぶどう搾汁（発効中又はアルコール添加以外により発酵を止めたもの）；ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、アルコール添加により発酵を止めたもの）；その他の発酵酒（りんご酒、梨酒、ミード等）。ただし、附属書 1 で記載されている農産物から得られるエチルアルコール又は蒸留酒（変性の有無を問わない）及び蒸留酒（飲料製造用リキュール及びその他の蒸留酒及び複合アルコール製剤（「濃縮抽出物」として知られるもの）を除く）；食酢及び食酢代用物；食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料；未加工たばこ、たばこくず；未加工、破碎、粒にした、又は粉碎された天然コルク並びに廃コルク；未加工又は加工されているが紡績されていない亜麻並びに亜麻くず及び廃棄物（引き抜き布及びガーネット布を含む）；未加工又は加工されたが紡績されていない真麻（*Cannabis sativa*）、麻くず及び廃棄物（引き抜き又はガーネット加工されたぼろ布又はローブを含む）。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A12012E%2FTXT>.

³⁶ "Foire aux questions : application de la loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs," p.2,

https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/dgccrf/Faq/faq_EGalim_2.pdf.

³⁷ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023 年 1 月 30 日）。

3.3. EGalim 2 法の条文の主な内容

(1) 書面契約の義務化と複数年の販売契約等（第 1 条）（農事海洋漁業法典 L.631-24、L.631-24-2、L.631-24-3）

① 書面による契約締結義務と契約の複数年化

第 1 条第 1 項は、フランス国内で行われる農業生産者が最初の買い手に対して農産物を販売する取引について、書面での契約締結を義務付けている。消費者への直接販売、慈善団体への販売、卸売市場での取引は義務化の対象から除外される³⁸。また、書面契約義務が適用されない品目や農業生産者や事業者の規模を、品目ごとに国務院（Conseil d'État）のデクレで定めることができる。

1) 書面契約に含まれているべき事項

EGalim 2 法により農事海洋漁業法典 L.631-24 条のⅢが改正され、書面契約では以下の条項が含まれていなければならないこととなった。

- | | |
|---|--|
| 1 | 価格、及び当事者らが自由に決定する方法に従ったこの価格の上方又は下方への自動改定方式、もしくは指標の重みづけを含む価格決定の基準及び方式 |
| 2 | 納品されうる、又は納品されるべき対象製品の全数量、原産地及び品質 |
| 3 | 製品の集荷又は納品の方式 |
| 4 | 支払いの手順及び期限に関する方式 |
| 5 | 契約又は枠組み協定の期間（3 年以上） |
| 6 | 不可抗力の場合に適用される規則 |
| 7 | 様々な契約解除の際に適用されうる事前通知期間及び違約金 |

契約及び枠組み協定では、決められた価格で契約が締結された場合、契約には自動価格改定方式が定められていなければならない。また、価格を改定又は決定するための基準やその方式は、生産費やその変動に関する指標が考慮されなければならない。また、市場価格指標や製品の品質等の指標を用いることができる。ただし、契約当事者は使用する方式や指標の用い方は自由に決定できる。

農業生産者と最初の購入者との契約及び枠組み協定の期間は、最低でも 3 年間を下回らない期間と規定された。契約期間は、専門職業間組織の協定や国務院のデクレにより最低期間を 5 年間まで延ばすことが可能である。契約期間に関する規定は、物品税³⁹の対象となる生産物、ブドウやブドウ液及びそれらからつくられるワインには適用されない（農事海洋漁業法典 L.631-24 条のⅢ）。

2) 書面契約義務の対象・除外品目

EGalim 2 法の第 16 条の規定において、書面契約義務の対象となる品目は 2023 年 1 月 1 日までにデクレによって段階的に拡大することとされた。なお、肉牛、加工用

³⁸ 農業・食料主権省によれば、卸売市場で行われる商業取引は、外食産業等による日々の食材購入などが主であり契約書を取り交わすような長期的な関係を想定した商業取引は行われないことから、書面契約による契約がなじまず、そのため書面契約義務の適用除外になっているとのことであった。また、フランスでの取引の大部分は卸売市場以外で行われており、大部分の取引はカバーされているとのことである。農林水産省・新山氏による農業・食料主権省へのヒアリング（2022 年 9 月 28 日）。

³⁹ 物品税の対象は、アルコール飲料とアルコール、タバコ製品、エネルギー製品及び電気などである。
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000044595989/LEGISCTA000044598189/.

豚、ヒツジ・ヤギ・ウシの生乳は2021年10月29日付のデクレ2021-1416号により早期発効されている。

2022年12月26日付のデクレにより、下記の品目が書面契約義務の適用除外品目となった（詳細は付属資料を参照）。デクレで挙げられている除外品目以外については書面契約義務の対象となる。農業・食料主権省は、除外品目の拡大は予定されておらず、各分野から除外品目の拡大を求める要請も来ていないと述べている⁴⁰。

- ・ 穀物
- ・ 米
- ・ 砂糖
- ・ 乾燥飼料
- ・ 種子
- ・ オリーブオイル・テーブルオリーブ
- ・ 亜麻・麻
- ・ 果物・野菜
- ・ 果物・野菜の加工品
- ・ バナナ
- ・ ワイン
- ・ 生きた植物・花卉
- ・ 農業由来のエチルアルコール
- ・ 養蜂製品
- ・ その他の製品（一部）

書面契約義務の適用除外品目であっても任意で書面で契約締結がなされる場合には、前述の農事海洋漁業法典 L.631-24 条のⅢに準拠し契約に含まれるべき記載事項を入れなければならない。ただし、5つ目の記載事項である3年以上の契約期間は適用外となり、契約の期間が3年未満の場合は、1つ目の記載事項である自動改定方式を含まなくてもよいとされている。（農事海洋漁業法典 L.631-24-2 条）。例えば、穀物は書面契約の義務から除外されているが、実質的には書面契約が行われており、穀物の生産サイクルに合わせて契約期間が1年になっているとのことである⁴¹。

3) 販売規模の閾値

農事海洋漁業法典第 L.631-24 条の規定が適用される年間売上高の閾値を定める 2022 年 12 月 26 日付けデクレ No.2022-1669 により、対象農産物の年間売上高が 10,000 ユーロ未満の農業生産者、生産者組織⁴²等は書面契約義務が免除されることになった。以下

⁴⁰ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023年1月30日）。

⁴¹ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023年1月30日）。

⁴² 生産者組織（organisation de producteurs）とは、取引コストの削減と市場における生産者の交渉力を強化する目的で集まった生産者によってつくられる組織である。農事海洋漁業法典の L.551-1 から L.554-1 が生産者組織について規定している。生産者によって組織された団体が生産者組織として認められるにはアレテ（省令）による認可が必要である。認可を得るには一定の任務を遂行することが求められており、特に加入者の農業や林業の生産の強化や生産者の商業的組織の強化、特定地域で生産を組織することと維持が生産者組織の役割である。また、競争法の範囲内で農業生産者の交渉能力の強化も重要な役割である。認可された生産者組織によって設立された生産者組織協会（associations d'organisations de

の品目に関しては、個別に購入者の年間売上高の閾値及び農業生産者又は生産者組織等の年間売上高の閾値が設定されている。

農業・食料主権省によると、農産物の各分野と協議のうえで閾値は設定されており、加えて各分野から閾値設定について新たな要請もないことから、本デクレで設定された閾値から変更はない見込みである⁴³。

農畜産物	当該農畜産物に関する購入者の年間売上高閾値	当該農畜産物に関する生産者、生産者組織又は生産者組織協会の年間売上高閾値
生後 12～24 ヶ月の去勢していない雄の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
生後 12 ヶ月超の未出産の雌の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
出産経験済みの雌の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
公的品質マーク付きの牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
生後 12 ヶ月未満の雄又は雌の赤身の肉牛（公的品質マークを除く）	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
去勢済みの食肉加工品用豚	780,000 ユーロ	10,000 ユーロ
非去勢の食肉加工品用豚	780,000 ユーロ	10,000 ユーロ
牛の生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
ヤギの生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
羊の生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
食肉用又は肥育用の生後 12 ヶ月未満の羊類	0 ユーロ	5000 ユーロ
シードル用リンゴ	0 ユーロ	5000 ユーロ
ポワレ用梨	0 ユーロ	5000 ユーロ

② 生産費指標の作成・公表

生産費指標は専門職業間組織が作成・公表することになっている。生産費指標の作成は EGalim 法でも規定されていたが、EGalim 2 法により、専門職業間組織が EGalim 2 法公布後 4 か月以内に参考指標を公開できない場合は、農業技術研究所（instituts techniques agricoles: ITA）が、専門職業間組織のメンバーからの要請を受領してから 2 か月以内に指標を作成・公表することとされている（指標の一部については後述）。

producteurs）も当局によって認可されることで、生産者組織と同様の活動を行うことができる（農事海洋漁業法典 L.552-4）。

次の分野については農事海洋漁業法典にて生産者組織を管理する規定が置かれている。ウシ・ヒツジ、ブタ、家禽・ウサギ、ヤギ、動物の繁殖、ウマの繁殖、生乳・乳製品、生のタバコ葉、果実・野菜、バナナ、ジャガイモ、香水・芳香・薬用植物、砂糖用テンサイ、オリーブオイル・テーブルオリーブ、林業。2023 年 1 月 1 日現在、全分野で 597 の生産者組織と 35 の生産者組織協会が存在する。Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, “Organisation économique : les organisations de producteurs,” <https://agriculture.gouv.fr/organisation-economique-les-organisations-de-producteurs>.

⁴³ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023 年 1 月 30 日）。

(2) 価格トンネルの実験(第2条)(農事海洋漁業法典 L.631-25 条; デクレ第 2021-1415 号)

第2条は、農事海洋漁業法典 L.631-24 条に規定された農産物の販売契約の価格条項において、最小及び最大限度（それらの間で、価格に関する指標を組み込む価格の決定又は改定の基準及び方法がその効果を発揮するもの、いわゆる「価格トンネル」）について合意することができると規定している。デクレにより1つ以上の農産物に関して5年間の実験措置が定められるとされており、2021年10月29日付のデクレ第2021-1415号によって牛肉セクターが対象とされている（実験期間は2022年1月1日から2026年12月31日まで）⁴⁴。

実験に関連するセクターの農産物の売り手又は買い手が価格トンネルを含まない書面契約又は枠組み協定を締結した場合には、罰金が科せられる。罰金額は、直近の会計年度の税抜き売上高の2%、又は所有権の移転なしに製品の販売を請け負う生産者組織又は生産者組織の場合は、その製品を販売する生産者の取り分を含む売上高の2%を超えない金額と定められている（農事海洋漁業法典 L.631-25 条）。政府は国会に対して、実験終了の6か月前に評価報告書を提出することになっている。

農業・食料主権省によると、実験結果の評価の示し方に関する方式については2023年1月現在で検討中とのことである⁴⁵。

(3) 食料価格とマージンの形成に関する監視(第3条)(農事海洋漁業法典 L.682-1)

第3条は、農事海洋漁業法典 L.682-1 条を修正するものであり、修正により「食品の価格とマージンの形成に関する観測所（OFPM）は四半期ごとに、公開されたすべての生産費指標を含む概要文書を公開する」業務が追加された。指標の概要は OFPM のウェブサイトで公開されている⁴⁶。

(4) 農業原材料の割合表示と聖域化（非交渉性）(第4条)(商法典 L.441-1-1、L.443-8、L.441-4)

① 農産物原料の割合表示と聖域化（非交渉性）

第4条は、農産物の最初の購入者（農業生産者から直接購入する加工業者、流通業者等）以降の取引において、農産物原料、又は農産物原料が50%以上である加工品を含む食品について、食品に含まれるそれらの割合を提示する義務を定めている。契約交渉に際してサプライヤー（加工業者等）から買い手（流通業者等）に提示される一般販売条件（conditions générales de vente: CGV）⁴⁷において当該食品に占める農産物原料と農産物

⁴⁴ Décret n° 2021-1415 du 29 octobre 2021 pris pour l'application de l'article 2 de la loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 relatif à la clause de prix des contrats de vente de produits agricoles mentionnés à l'article L. 631-24 du code rural et de la pêche maritime, <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044272134>.

⁴⁵ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023年1月30日）。

⁴⁶ OFPM のウェブサイト<<https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/indicateurs-de-couts-de-production-agricole>>の“Tableau des indicateurs de coûts de production agricole”からアクセスすることができる。2023年1月24日時点のものは次の URL からアクセスできる。 https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/tableau_indicateurs_EGalim_couts_prod_et_marche_pour_mise_en_ligne_v15_11.xlsx.pdf.

⁴⁷ 一般販売条件（CGV）は、製品又はサービスの販売・提供について顧客に対して提示される条件のことである。CGV はサプライヤーから提示され、商業交渉の唯一の基礎になるものである。商法典ではサ

原料を 50%以上含む加工品の割合が明示されなければならない。農産物原料の割合表示の仕方はサプライヤーが以下の 3 つのオプションから選択する。

- 1 食品に含まれる農産物原料と農産物原料を 50%以上含む加工品の各品目について、量に占める割合とサプライヤーの価格に占める割合を提示（オプション 1）
- 2 食品に含まれる農産物原料と農産物原料を 50%以上含む加工品の総計が占める割合について、量に占める割合とサプライヤーの価格に占める割合を提示（オプション 2）
- 3 前年と比較した食品のサプライヤー価格の変動における農産物原料と農産物原料を 50%以上含む加工品の割合を提示（オプション 3）。基本的に変動はパーセンテージで示す。このオプションを選択する際は、サプライヤーが独立した第三者に依頼して、価格交渉が農産物原料と農産物原料を 50%以上含む加工品による価格変動分を含んでいないこと（聖域化を遵守しているか）の認定を受ける必要がある（サプライヤーは第三者に認定のための必要書類を契約締結後から 1 か月を超えないうちに送付しなければならず、認定がなされなかった場合は、契約署名後から 2 か月以内に契約が修正されなければならない）。認定に要する費用はサプライヤーが負担する。

【各オプションと割合の表示の仕方のイメージ】

例：ある食品 A（たとえば、ピザ）が農産物原料 B、農産物原料 C、農産物原料が 50%以上含まれる加工品 D によって構成されている場合

- 1 オプション 1
量：農産物原料 B ○%、農産物原料 C ○%、加工品 D ○%
価格：農産物原料 B ○%、農産物原料 C ○%、加工品 D ○%
- 2 オプション 2
量：農産物原料 B、農産物原料 C、加工品 D の合計 ○%
価格：農産物原料 B、農産物原料 C、加工品 D の合計 ○%
- 3 オプション 3
食品 A の価格前年比で 10%値上がりし、うち農産物原料 B、C 及び加工品 D 分の値上がり分は 5%⁴⁸。

いずれのオプションでも、EGalim 2 法は、サプライヤーと買い手との交渉において、

プライヤーと流通業者など事業者間の交渉の合意内容を協約（convention）という形式で締結することを義務付けているが、この協約が 3 月 1 日までに締結されなければならず、サプライヤーは CGV をこの日付の 3 か月前（すなわち、12 月 1 日）までに購入者に伝達しなければならない。流通業者は、提案を受領してから 1 か月以内に、一般販売条件の拒否や了承、又は場合に応じて交渉の対象とすることを望む一般販売条件の規定に関する理由を示さなければならない（商法典 L443-8 条）。CGV には支払い条件や価格表、値下げの条件などが含まれる（商法典 L.441-1）。フランス政府ウェブサイト、
<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F33527#:~:text=Les%20conditions%20g%C3%A9n%C3%A9rales%20de%20vente.obligatoirement%20lui%20transmettre%20vos%20CGV.>

⁴⁸ FCD へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

買い手がサプライヤーの価格に占める農産物原料の購入価格の割合に関与することを禁止している。これにより EGalim 2 法は農産物原料の割合を「聖域化 (sanctuariser)」し、交渉における価格の引き下げから切り離すことが可能となっている。聖域化により、たとえばサプライヤーが流通業者に対して 10%の値上げを要求する際に農産物原料の値上がりが 5%だとすると、農産物原料の値上がり分 5%は交渉から切り離されるため、サプライヤーと流通業者との交渉では少なくとも 5%は値上げされなければならないことになる⁴⁹。

なお、上記のオプション 1 と 2 では、一般販売条件に記載された要素の正確性を証明するため、買い手側が独立した第三者を任命するようサプライヤーに要請することができる。証明に要するコストは買い手側が負担する。サプライヤーは 10 日以内に第三者に正確性の根拠を示す書類を送付しなければならない。農産物原料と加工品の割合についてサプライヤー側の責による誤りや意図的な偽装が第三者によって確認され証明を発行することができない場合は、第三者の関与に伴って発生したコストはサプライヤー側が負担しなければならない。独立した第三者の任務ができる職業リストはデクレによって定められるが、明確な職種名が規定されているわけではない。実態としては、公認会計士や弁護士が、事実上の独立した第三者として依頼されることが多いとのことである⁵⁰。

また、農産物原料の割合表示義務は、農業原材料やその加工品の全体の割合が 25%を超えないものについて、デクレによりその義務が免除される（第 4 条第 1 項 3）。

2021 年 10 月 29 日のデクレ 1426 号 (Décret n° 2021-1426 du 29 octobre 2021 fixant la liste des produits alimentaires, catégories de produits alimentaires ou produits destinés à l'alimentation des animaux de compagnie exclus du champ d'application de l'article L. 441-1-1 du code de commerce) により農産物原料の割合表示義務（商法典 L.441-1-1 条）の除外品目が規定されており、天然ハチミツや果実と野菜の一部、ビールを除くアルコール飲料、農産物原料が 25%未満の非アルコール飲料、生ないし一次加工された穀物や油糧種子及びその副産物等が対象となっている。

⁴⁹ FCD へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

⁵⁰ FCD へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

【農産物原料の割合表示の各オプションの利用状況】

サプライヤーとしては流通業者など交渉相手に原料に含まれる価値の割合を知られたくないことや、サプライヤーがとっているコストとマージンの程度が相手にわかってしまうことの懸念から、2021 年末から 2022 年の契約交渉ではサプライヤーの 70%から 80%がオプション 3 を選択したとのことである⁵¹。

加えて、オプション 1 と 2 では多くの情報を CGV で提示しなければならないものの、2021 年 10 月に EGalim 2 法が発効したのが 10 月半ばで、CGV は交渉相手に 12 月 1 日までに提示する必要があることから、時間的制約があったこともオプション 3 が選ばれた一因と推測される（オプション 3 では会計士等の第三者に任せればよいため）⁵²。

流通業者としては、透明性に欠けるオプション 3 は好ましく思っておらず、また、オプション 3 の欠点は第三者に依頼するコストを要する点であるとのことであった⁵³。

食品製造の業界団体である ANIA は、2023 年の各サプライヤーのオプションの選択について、オプション 1 が 5%、オプション 2 が 50%、オプション 3 が 45%になると予想している⁵⁴。オプション 1 は多くの情報を載せる必要があり、敬遠される傾向が続くとされる。

② 自動価格改定条項

契約には、食品やペットフード用製品に含まれる農産物原料のコスト変動（上昇又は下降）に応じた契約価格の自動改定条項が含まれなければならない。契約当事者は、生産サイクルの期間に応じて価格の自動改定方式や使用する指標について自由に決定することができる。サプライヤーが取得する農産物原料が農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条 I における農業生産者と最初の購入者との間の書面契約義務の対象となる場合、改定条項には必ず生産コストに関する指標が含まれなければならない。

③ 卸売業者と一部食品の適用除外

本条の義務は卸売業者による購入や再販売行為には適用されない。また、特定の食品や食品群、ペットフード用製品にも適用されず、適用除外リストは関連する専門職業間組織との協議のうえで発行されるデクレによって定められる。

④ 罰則

本条の割合表示義務に違反すると罰則が科せられる。罰則として、自然人は 75,000 ユーロ、法人は 375,000 ユーロの行政罰金が科せられる。最初の違反の罰則が決定されてから 2 年以内に再度違反した場合、罰金額は 2 倍まで引き上げられる。

⁵¹ Par M. Daniel Gremillet et Mme Anne-Catherine Loisier, *Négociations commerciales et inflation : des tensions inédites, des pratiques contestables*, juillet 2022, pp.47-48.

⁵² ANIA へのヒアリング（2023 年 1 月 25 日）。

⁵³ ANIA へのヒアリング（2023 年 1 月 25 日）。

⁵⁴ ANIA へのヒアリング（2023 年 1 月 25 日）。

(5) 再交渉条項の修正（第 5 条）（商法典 L.441-8、L.954-3-5；農事海洋漁業法典 L521-3-1）

第 5 条は、エネルギーや輸送、包装コストの変動による契約の再交渉条項を含めることを規定する。

もともと商法典第 L.441-8 条では、契約にて農産物原料やエネルギーコストの変動に応じて発動する再交渉条項を含まなければならないと規定されていた。しかし、この条項は再交渉による価格転嫁を保証するものではなかったことから再交渉が成功しないといった問題点があり、有効的に活用されてこなかった。

こうした状況と値引き交渉が農産物原料以外のコストに向けられる懸念があることから、輸送コストや包装コストのコスト変動による契約の再交渉も必要が出てきた。こうした経緯を踏まえ、EGalim 2 法の第 5 条において、再交渉条項に輸送、包装のコスト変動が追加された⁵⁵。

(6) プライベートブランド契約の管理（第 6 条）（商法典 L.441-7）

プライベートブランド製品（*marque de distributeur*: MDD）について、第 6 条は契約において農産物原料又はその加工品のコスト変動に応じた自動価格改定条項を含めることを規定している。改定方式は当事者が自由に決めることができるが、農産物の生産コスト指標を考慮に入れなければならない。流通業者がこのコスト変動が真実であるかどうかの確認を求める場合、その証明のためサプライヤーに対して独立した第三者を任命するよう要請することができる。それに伴うコストは流通業者が負担する。

また、第 6 条は、プライベートブランドで販売される食品の設計と製造に関する入札を実施する際、製造を依頼する予測数量に関する流通業者側の確約を条項に含めることを規定している。この条項は供給契約にも含まれていなければならない。また、サプライヤーが量の変動の可能性を予測できるよう合理的な通知期間が規定されていなければならない。契約では、契約終了時における通知の最低期間を定めなければならない、契約中止時の包装や完成品の処分やその条件が規定されなければならない。

流通業者とサプライヤーとの間で、契約履行中に発生する様々な追加費用の分配についても契約で規定されていなければならない。プライベートブランド製品の販売促進に関連する費用をサプライヤーに請求することはできない。また、契約は、供給条件を最適化し欠品のリスクを減らすため、流通業者とサプライヤーの間の警告と定期的な情報交換体制を確立しなければならない。本条の違反については、自然人は 75,000 ユーロ以下、法人は 375,000 ユーロ以下の過料が科せられる。本条の違反から 2 年以内に再度違反した場合は、過料の金額は 2 倍になる。

(7) 物流上の罰金（第 7 条）（商法典 L.442-1、L.441-17～L.441-19）

本条は、契約不履行があった場合に、流通業者によりサプライヤーに科せられる罰金の制限を規定している。サプライヤーに対して流通業者が課してきたペナルティ（物流上の罰金）の問題に対処することが目的である⁵⁶。

本条により罰金を科すことのできる条件や程度が制限されることになった。すなわち、

⁵⁵ “EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protoger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

⁵⁶ “EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protoger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

①契約にて予定される納入量に関する十分な範囲の誤差が認められること、②罰金は契約不履行によって生じた損害と釣り合っていること、③商品の受取拒否や返品禁止（商品の不適合や納入期限の不遵守がある場合を除く）、④契約不履行に対する罰金や減額を、サプライヤーが作成した請求書から自動的に差し引くことの禁止、⑤在庫切れが引き起こされた場合のみ物流上の罰金の適用が正当化されるが、不可抗力又は当事者のコントロールが及ばない状況においては罰金を禁止、⑥相互性（流通業者による契約不履行においてサプライヤーが罰金を科すこと等）などが求められるようになった。

不履行の際は流通業者（流通業者が不履行を起こした場合はサプライヤー）が、その証拠を提示しなければならない、相手方がその苦情の実態について検証・反論するための適切な期間が与えられなければならない。

商法典 L.441-17 条と L.441-18 条の適用のため、グッドプラクティスガイドが作成されることになっている。

(8) 価格差別等の禁止（第 8 条）（商法典 L.442-1）

食品とペットフードについて、本条は補償のない価格差別等を禁止している。商法典 L.442-1 条は、契約交渉やその履行等において生じた損害の補償の義務を規定しているが、EGalim 2 法により、食品やペットフードについて、契約の相手方に競争上の不利益や便益を生じさせるような差別的又は契約の合意内容からは正当化できない価格、支払い期日、販売条件もしくは販売又は購入の方式を契約の相手方に対して実施してはならず、この行為により損害が相手方に生じた場合はその損害を補償しなければならないとされた。

(9) 特定アルコール類の再販価格水準の見直し（第 9 条）

EGalim 法による再販価格水準（SRP）の基準修正によってアルコール類の価格が著しく上昇したことを受けて、アルコール類が再販価格水準の規制対象から除外されることになった⁵⁷。

(10) 表示の実験（第 10 条）

本条により、最大で 5 年間、農産物の生産者の報酬の条件に関する情報を消費者に提供することを目的とした表示に関する実験が導入された。表示は、マークやラベリング、又は電子的手段を含むその他の適切な方法によって実施されなければならない。消費者にとって理解しやすい方法によって、消費者が購入した製品の価格に占める農業生産者の報酬への影響が明示されていなければならない。

実験の対象は、牛肉や乳製品、有機農産物、デクレによって定められる他の農産物である。

本事業の調査時点では表示実験は準備中であり実施されていない。消費者団体は、この措置について、商品の価格設定は複雑であり、消費者自身がそうした分野に関してかなり知識をもっていないと理解できないのではないかと指摘している⁵⁸。

⁵⁷ “EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protéger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

⁵⁸ UFC-Que Choisir へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

(11) 農業取引紛争解決委員会の設置（第 11 条）（農事海洋漁業法典 L.631-27、L.631-28、L.631-28~L.631-28-4、L.631-29）

EGalim 2 法により農産物取引関係調停者の権限が強化されている。農事海洋漁業法典第 L.631-28 条が紛争解決について規定しているが、EGalim 法では調停手続きの対象は農産物販売の契約及び枠組み協定の履行に関連する紛争であったが、EGalim 2 法により L.631-28 条が改正され、調停の対象が履行に加えて契約等の締結に関する紛争にまで拡張されている。また、EGalim 2 法では、紛争の調停に必要な要素の伝達を当事者が拒否していることを、調停者が公表することができるようになった。

また、EGalim 2 により、調停が失敗した際、裁判に付託する前に農業取引紛争の解決のための農業取引紛争調停委員会に付託されることとなった。委員会は、差止、罰金、予防措置の権限を有している。委員会は、拘束力のない調停官の勧告に基づいて紛争を裁定する。これらの裁定や予防措置は、パリ控訴裁判所での取消又は修正のための請願がなされる可能性があるが、明らかに過度の結果につながる可能性が高い場合やその通知後に例外的に重大な新事実が発生した場合でない限り停止されない。

なお、紛争解決の代替的方法が設けられる特定の分野は除外される（除外される特定分野はデクレによって定められる）。

委員会の委員は 5 名から構成され、農業大臣からの報告に基づくデクレによって任命される。任期は 5 年間である。委員の構成は、①国務院、破毀院⁵⁹、会計監査院もしくはその他の行政又は法的裁判所の構成員又は元構成員 1 名、②商業関係の過去の経験により選出される人物 2 名、③農産物の生産分野での活動実績のある人物 1 名、④加工分野（特に農産物）での活動実績のある人物 1 名であり、委員長は①のカテゴリーに属する人物が担うことが規定されている。

なお、EGalim 2 法第 11 条第 3 項は、委員会は、農産物の書面契約義務等について規定した農事海洋漁業法典第 L.631-24 条及び第 L.631-24-2 条の適用方法を明記するガイドラインを作成しこれを公開すると規定しているが、2023 年 1 月 30 日現在でガイドラインは作成中とのことである⁶⁰。

(12) フランス原産表示に関する消費者への詐欺的行為の禁止（第 12 条）（消費法典 L.121-4）

消費法典 L.121-4 条は詐欺的な商慣行について規定しているが、EGalim 2 法の第 12 条によって、主たる原材料がフランス原産でない食品にフランス国旗又はその他の同等のシンボルを表示することが詐欺的な商慣行に追加された。特例として、フランス国内で生産されない又はフランス国内での生産が明らかに少ないためにその主たる原材料がフランス原産であることの保証が困難・不可能である場合は、本条の適用除外となる。

主たる原材料の定義は、食品ラベルに関する EU 規則である「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」（(EU) No.1169/2011）に基づいており、「その 50%以上を構成する、又は通常、消費者によってその食品の名前に関連付けられ、ほとんどの場合、定量的な表示が必要な食品の成分」と定義されている⁶¹。

本条の効果的な実施のため、毎年、政府は実施された措置や制裁について議会に報告

⁵⁹ 破毀院（Cour de cassation）は、司法系統の民事及び刑事裁判所における最高裁判所に相当し、原判決を破棄するかどうかを決定する。

⁶⁰ 農業・食料主権省へのヒアリング（2023 年 1 月 30 日）

⁶¹ “EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protéger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

しなければならない。

(13) 食品の原産地表示（第 13 条）（消費法典 L.412-4、L.412-11、L.412-12）

本条は、その特性の一部とその原産地との間に関連性が証明されている食品の原産国を示すことを義務付けている。複数の原材料からなる食品の場合、その表示は EU 法によるルールに従って実施されなければならない。カカオ豆又はチョコレートをベースにした製品のカカオ豆の原産地、及びロイヤルゼリーの原産地はラベル表示をしなければならない。EU の複数の加盟国又は第三国からの蜂蜜が混合している蜂蜜についても、採取されたすべての原産地を表示しなければならない。

同様に、その場での消費、又はテイクアウト用の飲料販売ライセンス、もしくは飲食業ライセンスを保有する施設において、メニュー、ワインリスト又はその他の媒体による判読可能な表示によって、瓶、ピッチャー又はグラスの形で販売されるワインの原産地、該当する場合には原産地保護名称又は地理的表示保護の名称について消費者に情報が提示されなければならない。

(14) レストラン等で提供される肉の産地表示（第 14 条）（消費法典 L.412-9）

農産物・食品の情報の透明性に関する 2020 年 6 月 10 日の法律第 2020-699 号に基づき、消費法典 L.412-9 条は、敷地内又は施設で消費するため、又はテイクアウト、デリバリー目的で食事を提供する施設において、1 つ以上の牛肉、ひき肉、ブタ、ヒツジ、家禽を含む料理の原産国又は原産地を示すことを義務付けている。

EGalim 2 法により、義務の対象範囲がテイクアウトやデリバリーのみを提供するレストラン（いわゆるダークキッチン（dark kitchens））まで拡大した⁶²。

(15) 食品の過剰生産に対処するための販売促進活動の許可（第 15 条）（消費法典 L122-24）

本条は、過剰生産された食品を販売することを目的とした販売促進活動について、食品のクリアランスに関連する宣伝行為を規制している。食品を放出する店舗外での宣伝行為は、関連する専門職業間組織の見解をふまえて、行政当局の許可を条件とする。対象となる食品はデクレによって定められる。デクレで設定される期間内に回答がない場合、専門職業間組織は賛成意見を出したとみなされる。同様に、デクレで設定される期間内に行政当局から回答がない場合は宣伝行為が承認されたものとみなされる。

(16) 発効（第 16 条）（デクレ 2021-1416 号）

EGalim 2 法の第 16 条は、各条項の発効日を設定している。第 1 条は、各セクターのデクレで定められた日から適用されるが（遅くとも 2023 年 1 月 1 日より適用）、第 1 条の発効日に効力を有する契約及び枠組み協定は、次の更新時、遅くとも施行後の 1 年以内に適合させなければならない。2021 年 10 月 29 日のデクレ 2021-1416 号⁶³により、肉牛、加工用豚、ブタ、ヒツジ・ヤギ・ウシの生乳について、下記のとおり早期発効の日付が設定されている。

⁶² “EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protéger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

⁶³ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044272144>.

2022 年 1 月 1 日に対象となる農産物	2022 年 7 月 1 日に対象となる農産物	2022 年 10 月 1 日に対象となる農産物
生後 12～24 ヶ月の去勢していない雄の肉牛	生後 12 ヶ月未満の雄又は雌の赤身の肉牛（公的品質マークを除く）	雌羊の生乳
生後 12 ヶ月超の未出産の雌の肉牛		
出産経験済みの雌の肉牛		
公的品質マーク付きの牛		
2022 年 1 月 1 日以降に生まれた去勢済みの食肉加工品用豚		
ヤギの生乳		
ウシの生乳		

第 4 条 1 項 1 から 3 及び第 8 条は、以下の条件のもとで発効すると規定されている。

- ① EGalim 2 法が公開された日の翌月の初日以降に連絡される一般販売条件は、第 4 条 I の 1 の対象となる。
- ② ①に基づく一般販売条件に立脚した取引交渉に基づいて締結される合意は、第 4 条 1 の 2 及び第 8 条の対象となる。
- ③ 2022 年 1 月 1 日以降は、第 4 条 1 の 1 に基づく一般販売条件に立脚した取引交渉に基づいて合意は締結され、第 4 条 I の 2 及び第 8 条の対象となる。第 4 条 I の 2 に基づいて締結されていない進行中の合意については、2023 年 3 月 1 日までに規定に適合する

①から③を整理すると以下のようになる。

交渉の状況	EGalim 2 法の適用状況
EGalim 2 法公布の翌月の第一日（すなわち 2021 年 11 月 1 日）以降に一般販売条件が提示されている場合	・ EGalim 2 法の第 4 条 1-1 が適用される（したがって、第 4 条-1-2 と第 8 条も適用される）
2021 年 11 月 1 日以前にすでに一般販売条件が提示されている場合	・ 2022 年 1 月 1 日以降は、EGalim 2 法の第 4 条 1-1 に基づく一般販売条件に基づき契約を締結しなければならない。 ・ 2021 年 12 月 31 日までに、EGalim 2 法以前の一般販売条件に基づく契約が締結されている場合も、遅くとも 2023 年 3 月 1 日までに EGalim 2 法に適用させなければならない。

（出所）CMS Francis Lefebvre, “EGALIM 2 ET LES NÉGOCIATIONS COMMERCIALES.” Octobre 28, 2021, <https://cms.law/fr/fra/news-information/EGalim-2-et-les-negociations-commerciales> に基づき MURC 作成。

第 6 条は 2022 年 1 月 1 日に発効する。発効日時点における既決合意については、2023 年 1 月 1 日までに本条の規定に適合させなければならない。

第 11 条については、法律の公布日に実施中の調停には適用されない⁶⁴。第 13 条と第 15 条は、それぞれ 2022 年 7 月 1 日と 2022 年 1 月 1 日に発効する。

⁶⁴ “ EGalim 2 : une nouvelle loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs,” Dalloz Actualité, le 10 novembre 2021, <https://www.dalloz-actualite.fr/flash/EGalim-2-une-nouvelle-loi-visant-protger-remuneration-des-agriculteurs#.YvAOiqTP2wd>.

4. EGalim 2 法の実施状況

4.1. 専門職業間組織による生産費指標の作成方法

EGalim 2 法は、専門職業間組織（又はそれが難しい場合は農業技術機関）が生産費に関する参考指標を作成・公表することを定めている。参考指標の作成方法は品目によって異なる。しかし、生産に要する投入物のコストについては、「農業投入物購入価格指数（IPAMPA）⁶⁵」と呼ばれる農業生産に必要な生産手段の購入に関する価格指数を用いている専門職業間組織が多い。IPAMPA は INSEE（フランス国立統計経済研究所）が作成・公表し、フランス農業省の統計局「アグレスト（Agreste）」でも公表される。

⁶⁵ IPAMPA は、農業の生産手段、投入物、資本支出の購入価格の推移に関する情報提供を目的とした指数である。1997 年より導入（前身の IPPINEA は 1949 年に導入）され、通常月の最終営業日に公表される。INSEE, “Agricultural means of production purchasing price index: Ipampa,” <https://www.insee.fr/en/metadonnees/source/indicateur/p1652/description>.

図表 5 主な品目の生産費指標計算方法

品目	指標作成機関	指標の更新頻度	指標の類型	指標の考え方・計算方法・使用する統計データ			
				指標の考え方	計算方法	使用する統計データ	備考
牛乳 ⁶⁶	Cniel（全国乳業職業連合センター）/Idele（畜産研究所）	一年ごと	平野部、山岳部、平野部有機、山岳部有機の4種類の酪農場	・実質的な生産費をカバーする製造原価に相当する金額を生産費指標として提示 ・実質的な生産費＝農場で発生する支出の総計－（CAPの補助金＋農場で生産された他の品目の売上） ・農場で発生する支出の総計＝経常費用＋減価償却費＋自己資本（金融、土地）報酬＋労働報	・サンプル調査を実施し、平均的な生産費を算出（平野部2,656、山岳部1,107、平野部有機216、山岳部有機129の農場から、2019～2020年のデータを収集）。 ・サンプル調査の結果をベースとし、統計データの変動に従い、指標を更新。	・経常費用、減価償却費、自己資本報酬額：INSEE（IPAMPA） ・労働報酬：SMIC⁶⁷（法定最低賃金）	Ideleが個別の畜産農場の生産費を計算するためのツール（COUPROD）を開発している。

⁶⁶ <https://cniel-infos.com/Record.htm?idlist=191&record=10373164124921913469>.

⁶⁷ SMIC（salaire minimum de croissance）は、全国の労働者に一律に適用される最低賃金である。2023年1月1日時点のSMICは、1時間当たり11.27ユーロである。<https://travail-emploi.gouv.fr/droit-du-travail/la-remuneration/article/le-smic>.

品目	指標作成機関	指標の更新頻度	指標の種類	指標の考え方・計算方法・使用する統計データ			
				指標の考え方	計算方法	使用する統計データ	備考
				酬（法定最低賃金の2倍）			

品目	指標作成機関	指標の更新頻度	指標の類型	指標の考え方・計算方法・使用する統計データ			
				指標の考え方	計算方法	使用する統計データ	備考
牛肉 ⁶⁸ (詳細は後述)	Interbev (全国家畜食肉専門職業間連合 / Idele (畜産研究所))	半年ごと	繁殖雌牛、子牛 (8～12 か月の牛)、子牛 (8 か月以下) 及び未經産雌牛の 4 類型	・実質的な生産費をカバーする製造原価に相当する金額を指標として公表 ・実質的な生産費をカバーする製造原価＝農場で発生する支出の総計－(CAP の補助金＋農場で生産された他の品目の売上) ・農場で発生する支出の総計＝経常費用＋減価償却費＋自己資本 (金融、土地) 報酬＋労働報酬 (法定最低賃金の 2 倍)	・サンプル調査を実施し、平均的な生産費を算出 (118 の雌牛農場から 2014～2016 年のデータを収集)。 ・サンプル調査の結果をベースとし、統計データの変動に従い、指標を更新。 ・類型ごとの販売価格と補正率を用いて、類型ごとの指標を算出。	・経常費用、減価償却費、自己資本報酬額：IPAMPA ・労働報酬：SMIC (法定最低賃金)	Idele が個別の畜産農場の生産費を計算するためのツール (COUPROD) を開発している。

⁶⁸ “Indicateur de prix de revient relatif à la production de bovins viande,” https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/fiche_presentation_interbev_bovins_de_revient_bovins_v viande.pdf.

品目	指標作成機関	指標の更新頻度	指標の類型	指標の考え方・計算方法・使用する統計データ			
				指標の考え方	計算方法	使用する統計データ	備考
青果物 ⁶⁹	Interfel（生鮮果実・野菜専門職業間連合）/CTIFL ⁷⁰	毎月	露地野菜、施設野菜、路地園芸、果樹の4類型	2015年1月を基準（＝100）とし、生産コスト（農業投入物に係るコストと労働コスト）の変動を指数で表示したものを公表	・統計データをもとに、生産コストの構成割合の加重平均を使って算出。 ・構成割合の加重平均の算出は、Agreste RICA⁷¹のコスト構造を用いる。	・農業生産手段の購入価格指数（水道代、電気代、ガス代、種子代、植物衛生用品、保険、建物及び農業機器の維持管理等）：INSEE（IPAMPA） - 労働コスト指数：INSEE	

⁶⁹ https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/fiche_presentation_interfel_ctifl_fruits_legumes_frais_indices_agreges_cout_production.pdf.

⁷⁰ CTIFL（Centre Technique Interprofessionnel des Fruits et Légumes CTIFL）は、青果物分野の技術センターである。<https://www.ctifl.fr/le-ctifl-en-quelques-mots-ses-missions-ses-actions>.

⁷¹ Agreste RICA（Réseau d'information comptable agricole France）は、1968年以来実施されている農業会計データの調査であり、調査結果は農業生産者の所得の多様性や形成の分析、経済的・財務的診断に利用される。<https://www.data.gouv.fr/fr/datasets/agreste-reseau-d-information-comptable-agricole-france-rica-france/>.

品目	指標作成機関	指標の更新頻度	指標の類型	指標の考え方・計算方法・使用する統計データ			
				指標の考え方	計算方法	使用する統計データ	備考
穀物 ⁷²	Intercéréales	毎月	穀物と油糧種子 (Céréales et Oléoprotéagineux)	・2015 年を基準 (=100) とし、生産コスト(農業投入物に係るコスト)の変動を 3 か月移動平均の指数で表示したものを公表		・農業生産手段の購入価格指数: INSEE (IPAMPA)	
油糧種子・高たんぱく植物 ⁷³	Terres Univia ⁷⁴	毎月	すべての畑作物 (油糧種子と高たんぱく植物を含む)	・2015 年を基準 (=100) とし、生産コスト(農業投入物に係るコスト)の変動を 3 か月移動平均の指数で表示したものを公表		・農業生産手段の購入価格指数: INSEE (IPAMPA)	

⁷² [https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/tableau_indicateurs_EGalim_couts_prod_et_marche_pour_mise_en_ligne_v15_11.xlsx .pdf](https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/tableau_indicateurs_EGalim_couts_prod_et_marche_pour_mise_en_ligne_v15_11.xlsx.pdf);
<https://www.intercereales.com/indicateurs-interprofessionnels-loi-EGalim>.

⁷³ “ Fiche de présentation de l'indicateur,” https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/fiche_presentation_terres_univia_ipampa_grandes_cultures.pdf.

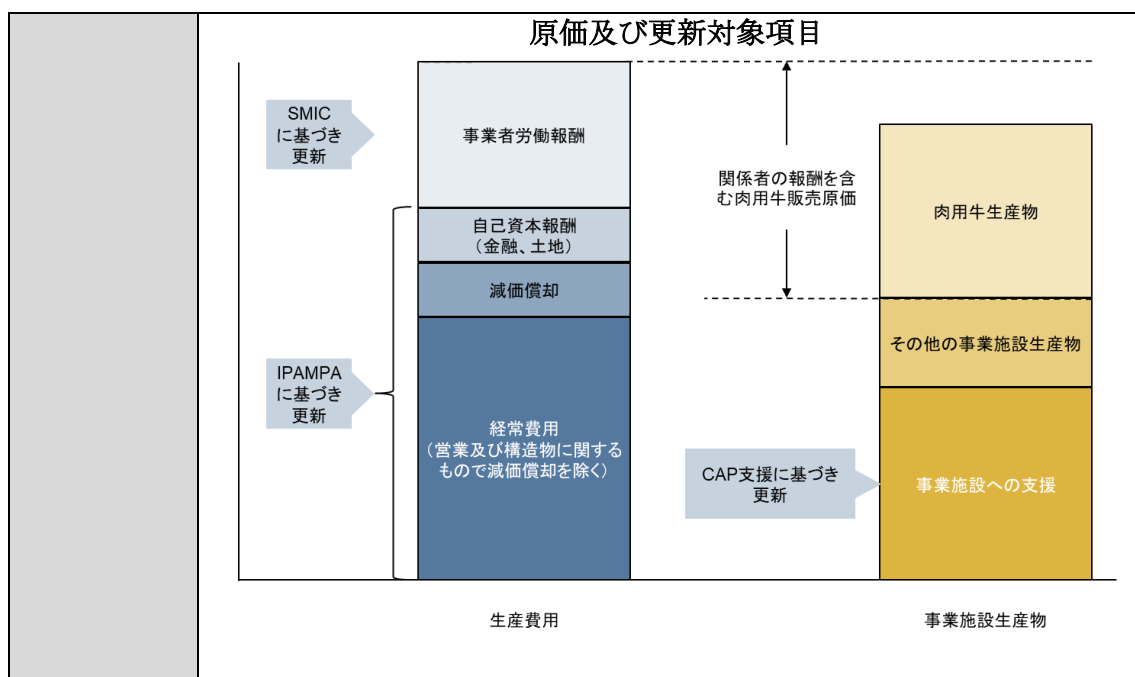
⁷⁴ 油糧種子と油糧果実、及びマメ科種子分野を代表する専門職業間組織。 <https://www.terresunivia.fr/terres-univia-en>.

コスト指標作成の一例として肉牛生産に関する生産費指標の計算方法について具体例を示す。

指標を公開する専門職業間組織	Interbev
指標の類型	・ 繁殖雌牛（Vache allaitante） ・ 子牛（8 か月齢～12 か月齢）（Jeune Bovin） ・ 子牛（8 か月齢以下）（Broutard） ・ 未経産牛（Genisse de boucherie）
算出する指標	・ 実質的な生産費をカバーする製造原価に相当する金額を指標（Indice de prix d'achat）として公表
指標の計算と公開の頻度	6 か月ごと
指標を作成する機関	畜産研究所（Idele）
計算方法	・ Interbev の専門職業間協定によって認められた計算方法を用いる。 ・ 土台となる最初の計算は、INOSYS 畜産農場ネットワークの中でモニタリングを受ける農場からのサンプルに基づいて行われる。特異な年を避けるため、3 年間の一定サンプルに基づくことが決定され、2014 年～2016 年のデータを採用。 ・ 「平均的」な雌牛に焦点を当てるため、シャロレー種とリムジン種のための農場であって、5 頭を超える数の雌牛を販売する農場について取り扱うことを決定。 ・ 以上を踏まえて、最終的にシャロレー種とリムジン種の、INOSYS 畜産農場ネットワーク制度の 118 の畜産農場を抽出。サンプルは、3 年間（2014 年～2016 年）の一定の個体数に基づくもの。 ・ サンプル調査の結果を基に、実質的な生産費をカバーする製造原価相当額を算出（農場で発生する支出の総計－（CAP の補助金＋農場で生産された他の品目の売上））。 ・ 農場で発生する支出の総計は、経常費用＋減価償却費＋自己資本（金融、土地）報酬＋労働報酬（法定最低賃金の 2 倍）。 ・ 算出される原価相当額は、平均的な雌牛に関するものであることから各分類（繁殖雌牛、子牛（8～12 か月齢）、子牛（8 か月齢以下）、未経産雌牛）に対応する原価相当額を算出するため補正率を計算。 率（％）＝（原価全体 － 肉製品） / 販売額 ・ 上記で算出された率と、分類毎の販売価格を使って各分類の原価相当額を算出。

	生体肉の原価全体 284ユーロ／100kgw 肉製品 238ユーロ／100kgw － ÷ 販売額 239ユーロ／100kgw ↓ 率:19% 生産費用をカバーするために 生産物全体で19%が不足 採用された 販売価格 (ユーロ／ kgw) 繁殖雌牛:3.91ユーロ 子牛(8か月齢以下): 2.58ユーロ 子牛(8か月齢～ 12か月齢):3.78ユーロ 未經産牛:4.27ユーロ +19% +19% +19% +19% 原価 (ユーロ／ kgw) 繁殖雌牛:4.65ユーロ 子牛(8か月齢以下): 3.08ユーロ 子牛(8か月齢～ 12か月齢):4.50ユーロ 未經産牛:5.08ユーロ ・ 上記計算によって得られた 2017 年下半期の原価相当額は、公的統計データや CAP 補助金の変動に応じて 6 か月ごとに更新される。
使用データ	・ 原価指標の計算は 2018 年に実施。 ・ INOSYS 畜産農場ネットワーク⁷⁵制度の中でモニタリングされた畜産農場のデータに基づいて決定。 ・ このデータを土台として、指標は半期毎に更新する。更新は以下のデータを連動させる ➤ 肉牛に関する変動農業生産手段購入価格（IPAMPA）の変動 ➤ 共通農業政策（CAP）による補助金の変動 ➤ 法定最低賃金（SMIC）の変動

⁷⁵ INOSYS 畜産農場ネットワーク (INOSYS Réseaux d'élevage) では、フランスの家畜生産システムの機能と持続性に関する参考情報を作成することを目的として、ネットワークに参加する家畜生産者から様々なデータ収集を行っている。Idele, <https://idele.fr/detail-dossier/le-dispositif-inosys-reseaux-delevage>.



(出所) Interbev 資料に基づき MURC 作成。Interbev, “Indicateur de prix de revient relatif à la production de bovins viande,” https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/fiche_presentation_interbev_bovins_de_revient_bovins_vinde.pdf.

4.2. 農業生産者から第一の買い手の書面契約における価格決定の方法

農業生産者と第一の買い手との書面契約における価格決定の方法について、決められた価格とその改定において考慮する生産費等の要素及び改定のタイミングを決める方法と、生産コスト等を考慮した価格の決定式(価格フォーミュラ)を定める方法がある。EGalim 2 法では契約当事者が自由にその公式の構成や用いる指標を決めることになっており、価格フォーミュラにおいては、例えば、生産費を何割、市場の変動価格を何割考慮するといった決め方がなされる。高品質な農産物については品質を考慮して品質指標を盛り込む場合もある⁷⁶。

全国肉用牛連盟(FNB)によると、価格フォーミュラのほうが様々な指標を踏まえて一定期間(肉用牛であれば6か月)ごとに価格を更新でき、市場動向に柔軟に対応できることからこの方法を推奨しているとのことである⁷⁷。

専門職業間組織の中にはモデル契約書の公表など農業生産者等による契約書作成を支援する取組みを実施しているものもあり、畜産・食肉に関する専門職業間組織であるInterbevはモデル契約書をウェブサイトで公表している。価格決定方式の参考としてInterbevが作成・公表しているモデル契約書の例を以下に後に示す。2022年12月9日時点に入手可能なバージョン⁷⁸では、モデル契約書は以下の条項で構成されている。

⁷⁶ 農林水産省、新山氏による農業・食料主権省及びFNSEAへのヒアリング(いずれも2022年9月28日)。

⁷⁷ FNBへのヒアリング(2023年2月15日)。

⁷⁸ Interbev, “LES OUTILS DE LA CONTRACTUALISATION BOVINE,” 18 octobre, 2021, <https://www.interbev.fr/ressource/les-outils-de-la-contractualisation-bovine/>.

- ・ 第1条：契約の目的
- ・ 第2条：契約の期間
- ・ 第3条：当該製品の数量、原産地、品質
- ・ 第4条：集荷・引き渡しの方法
- ・ 第5条：価格の決定方法
- ・ 第6条：価格の再交渉
- ・ 第7条：請求及び支払い方法
- ・ 第8条：不可抗力
- ・ 第9条：契約の終了
- ・ 第10条：紛争及び適用法

価格決定の方式に関するモデル契約書第5条では、価格決定のために採用される公式の明記の仕方について例が示されている。肉用牛について、価格は以下の3つの指標から決定できるとされている。

指標	内容や指標の例
生産費指標	農業生産費用及びそれらの費用変動に関する1つ以上の指標（肉牛であれば、Interbev が半期ごとに更新する原価指標）
市場価格指標	購入者が活動する市場で見られる農産物及び食料生産物の価格、ならびにそれらの価格変動に関する1つ以上の指標（例：FranceAgriMer が公開する屠畜場取引価格、及び更新頻度（週ごと、月ごと又は年間平均））
品質指標	原産地、品質又は仕様に関する1つ以上の指標（例：外観／品種の指標、又はラベル・ルージュの共通生産条件の適用に関する費用の指標）

上記指標を考慮した価格の決定イメージは下記のとおりである。

価格＝生産費指標×●%＋市場価格指標×●%＋●ユーロ（品質指標）

ヒアリングを行ったある肉用牛生産者は生産費指標の割合を80%、市場価格指標の割合を20%で買い手に提案しているとのことであった（買い手からの反応を待っているところとのこと）。この配分をどう設定するかは契約当事者に委ねられており、50%と50%、60%と40%にするなど契約によって異なりうる⁷⁹。

なお、モデル契約書を作成するのは専門職業間組織ばかりではなく、肉用牛であればFNBもモデル契約書を作成しており⁸⁰、FNBによると所属生産者の多くはFNBが作成したモデル契約書をほとんどそのまま使用しているとのことである。モデル契約書の内容は作成機関によって異なり、肉用牛であればFNBのほうがより食肉生産者の報酬を増やすことに焦点が当てられており、他方でInterbevのモデル契約書のほうがより一般的な内容になっているとのことである⁸¹。

⁷⁹ FNB へのヒアリング（2023年2月15日）。

⁸⁰ モデル契約書の作成は専門職業組織等の義務ではなくあくまで生産者のためのサービスである。酪農分野のように専門職業間組織であるCnielがモデル契約書を作成せずに生産者組織であるFNPLが作成している場合もある。FNPLへのヒアリング（2023年2月13日）。

⁸¹ FNB へのヒアリング（2023年2月15日）。

Interbev モデル契約書

(※訳注：契約書内の黄色ハイライトや赤字フォント、斜体等は原文のまま。なお、黄色は契約当事者が記載する箇所となっている)

OP（生産者組織）により事前に締結された枠組み協定に基づく 所有権の移転のない OP の加入者による 1 次購入者への生きた肉用牛の販売契約モデル

以下に署名する者の間で：

販売する畜産農家（所有権の移転のない OP の加入者）：

[社名 + 本社所在地 + SIRET 番号]

（以下「販売者」という）

これを一方とし

また

1 次購入者（仲買業者、屠畜場、場合によって中・大規模店舗（GMS）、又は役務として屠畜を伴う食肉業者）：[購入者の社名 + 本社所在地 + SIRET 番号]

（以下「購入者」という）

これを他方とし、

併せて「両当事者」という

前文：

販売者は、所有権の移転のない生産者組織である [OP の名称] の加入者であり、同 OP に対して、自らの家畜の購入者への売出し手配について委任した。

この委任の一環として、また農事海洋漁業法典第 L.631-24 条に基づき、[OP の名称] は購入者と枠組み協定を締結した。

販売者と購入者との間の本販売契約は、この枠組み協定を遵守して締結される。

以下のように合意し、決定された：

第 1 条 – 目的

本契約は、OP と購入者との間で締結された枠組み契約にて定められ、また本契約の第 3 条に記載される特性に該当する、[カテゴリーを明記のこと] タイプの生きた肉用牛の販売を形式化するものである [ラベル・ルージュの場合は関連する仕様を明記のこと]。

販売者は、本契約の第 3 条に示される家畜の全数量を購入者に提供することを確約する。

逆に購入者は、販売者が加入する OP と共に締結した枠組み協定の規定（本契約の第 5 条に記載されるもの）を遵守して、前述の家畜の価格を販売者に支払うことを確約する。

第 2 条 – 期間

本契約は、当初の[契約期間（最低でも 3 年間）を記入のこと]の期間にわたって締結される。

本契約は、両当事者による署名日に発効する。本契約へのあらゆる変更は、両当事者が署名する契約変更によって行われる。

[オプション：黙示的延長による更新]

本契約は、当事者のいずれかにより、進行中の期日の 30 日以上前に、受領証（AR）付き書留郵便によってなされる通告がある場合を除き、黙示的延長により更新することが可能である。

この事前通知期間中、販売者及び購入者は自らに関連する事項について、自らの契約上の確約事項の遵守を継続する。]

第 3 条 – 関連生産物の数量、原産地及び品質

本契約では以下について取り扱う：

- 契約期間にわたる家畜の全数量 [契約の全期間にわたる、整数で表す家畜の数量 – 全数量の年ごとの配分を定めることができる]
- 納品時期は付属書にて定められる [付属書に、四半期又は月ごとの納品/引取り予定表を組み込む – 予定表の変更のための予告期間を定めることができる]
- 期待される家畜の特性 [生産物の主な特性を記入のこと：カテゴリー、品種、年齢、体重、外観、該当する場合は本契約の対象家畜の仕様]

[予測構築に役立てるための畜産農家向け情報]：地域の INTERBEV のポータルを通じて、貴方の屠畜データにアクセスすることが可能である。「データ利用（Exploitation des données）」タブの「基準（Critères）」へと進み、カテゴリーごとに、過去 X 年間に納品された貴方の肉用牛の主要な特性（年齢/体重、外観/肥育、また屠畜予定表は近日実装予定）を抽出できる。

[ラベル・ルージュの場合]：両当事者は、フランス農業・食料主権省の公報に掲載された、ラベル・ルージュ「大型肉用牛」生産に関する共通生産条件に記載された規定を遵守することを確約する。両当事者はまた、本契約に関連するラベルの特別生産条件 [仕様（CDC）について記入のこと]の遵守、及び、ラベル・ルージュ「大型肉用牛」の契約締結規則について定める、2019 年 5 月 22 日付けの専門職業間協定の遵守についても確約する。]

販売者及び購入者は、上記にて定められた、数量及び品質での通常の供給が妨害又は阻害される可能性の高い事象を認識した際、可能な限り速やかに相互に連絡することを確

約する。

両者は、上記に定めるような商業上の流れを可能な限り速やかに復旧させることができるよう、必要な措置を講じる。これが不可能な場合、本契約について再交渉が行われなければならない。

第4条 – 集荷及び納品の方式

家畜の集荷は、本契約の付属書にて定められる予定表に従い、**[所在地を記入のこと]**の販売者の事業施設にて、購入者により行われる。

[又は：2つの選択肢のうち1つを選択する]

肉用牛の納品は、本契約の付属書にて定められる予定表に従い、**[所在地を記入のこと]**の購入者が決定する場所にて、販売者により行われる。

生きた家畜の所有権及びリスクの移転、ならびに不遵守の際の管理は、食肉用の生後8ヶ月超の肉用牛の購入及び引取りに関する専門職業間協定に準拠する。専門職業間協定では、別段の明示的な協定がある場合を除き、両当事者間での商品及び価格に関する合意から正味7日後に、引取り期限が設定されると規定される。

本契約により両当事者は、引取りが、**[期限の開始時点を決めること：固定日又は予告方式]**以降、__日から__日**[範囲を明記のこと]**の間に行われることに合意する。それが行われない場合：

- 被害を被った当事者は一方的に販売を解消し、損害賠償金を得る。
- 遅延1日当たり、購入者に__€の罰金が科される **[引取りか納品を選択する]**。

[ラベル・ルージュの場合：畜産農場又は分配センターから引き取られた家畜は、引き取られたの翌日に屠畜されなければならない。**]**

両当事者の意思とは無関係な、例外的な保健又は気候上の不測の事態が生じた場合、契約にて規定された数量又は納品期日を遵守しない生産者には、罰則を一切科すことができない。

第5条 – 価格決定の方式

範囲内の価格の構造 **[2つの案のうち1つを選択する]**

1. 自動的に改定可能な価格：

両当事者は枠組み協定に基づき、**[kg 若しくは 1頭]** 当たり **[枠組み協定に基づく価額を記入のこと]** €の農場価格に合意する。

価格は次の指標に応じて、枠組み協定に基づいて自動的に改定される **[ここに価格の改定方式を明記する。IPAMPA 指数の変動に応じて月ごとに、等]**。

[ラベル・ルージュの場合、明示される公式に則り、農事海洋漁業法典L.631-24条の3つ]

の指標に基づいて、価格が決定されていなければならない。]

又は

2. 価格決定式：

価格は、農事海洋漁業法典第L.631-24条に基づき、3つの指標から決定することができる。

- 農業生産費用及びそれらの費用変動に関する 1 つ以上の指標（例えば、肉牛セクターの原価指標の計算方法に関する 2019 年 5 月 22 日付けの専門職業間協定に基づいた原価指標は、INTERBEV（肉用牛）により事業者が利用できるようにされ、また各半期ごとに更新される）。
- 購入者が活動する市場で見られる農産物及び食料生産物の価格、ならびにそれらの価格変動に関する 1 つ以上の指標（例えば、FranceAgriMer が公開する屠畜場取引価格（考慮される家畜カテゴリーを明示するもの）、及び更新頻度（週ごと、月ごと又は年間平均））。
- 原産地、品質又は仕様に関する 1 つ以上の指標（例えば、外観/品種の指標、又は 1 ラベル・ルージュの共通生産条件の適用に関する費用の指標）。

[選択された指標の正確な詳細（情報源、更新頻度等）、及び価格決定のために採用された方式を以下に明記のこと：]

本契約に添付される枠組み協定に基づいて、両当事者は、価格決定のために指標が以下のように重み付けされることに合意する：

- 生産費用の指標について、...% [枠組み協定に基づいて販売者が選択した指標を記入のこと（その選択に購入者が疑問を呈することはできない）]。
- 市場価格の指標について、+ ...% [枠組み協定に基づいて選択された指標を明記のこと]
- 品質の指標 [例えば、第 3 クラス (tiers de classe) 又は品種による外観に応じて XX サンチーム€の増減を規定する] 及び/又は仕様の指標 [協定枠組みに基づいて選択された指標を明記のこと] について、+ ... €。

契約の履行期間中、価格はいつでも上記の公式によって算出可能でなければならない。

価格範囲：

本契約に添付される協定枠組みに基づいて、価格は以下の、価格範囲を構成する限度内で変動するものでなければならない：

最低 [価額を記入のこと] €と最高 [価額を記入のこと] €の間

[限度の価額は固定されなければならないが、それらは生産費用に基づいて算出することができる。]

得られた価格が上記の価格範囲の 2 つの限度のいずれかを超える場合は、限度額が適用される。

納品初日より前に、購入者は販売者に、支払われる推定価格を判読可能かつ理解可能な形で連絡する。

第6条 - 価格の再交渉

OP と購入者との間で締結され、本契約に添付される枠組み協定に基づき、価格は次の指標の変動に応じて変化する：[変動することで価格の再交渉が開始される指標について記入のこと。例：原材料、エネルギー、輸送...]

これらの指標の大きな変化によって、両当事者間の均衡のとれた配分を目的として、契約の再交渉が開始される。

よって、以下のしきい値に達した際、本契約の再交渉が開始される：

- 指標 [指標を明記のこと] が [枠組み協定に基づく金額を記入のこと] €未満にまで下降する、及び [枠組み協定に基づく金額を記入のこと] €超にまで上昇する。
- 指標 [指標を明記のこと] が [枠組み協定に基づく金額を記入のこと] €未満にまで下降する、及び [枠組み協定に基づく金額を記入のこと] €超にまで上昇する。

再交渉は枠組み協定に基づいて OP と購入者との間で誠意をもって行われ、また1ヶ月を超えることはできない。

本契約に添付される枠組み協定のこの再交渉の結果としてなされる価格の変更は、本条項の適用に関する書面の通知から1ヶ月後に適用される。

[枠組み協定に含まれる場合は挿入のこと：第6条 bis - 再会合条項]

OP と購入者は、両者間で行われた協定の形式化規定の確認のため、また協定に変更を加える必要性の可能性を確認するため、枠組み協定の署名後 [枠組み協定の期限を記入のこと] の期限内に再度会合を持つことに同意した。本契約に影響を与えるような枠組み協定の変更がある場合、変更点もまた、書面の契約変更により本契約に組み込まれなければならない。

OP と購入者は、本契約の終了の [枠組み協定の期限を記入のこと] 前までに、その日付以降、どのような条件の下で両者の契約上の関係性を継続させることができるかを決定するため、再度会合を持つことに同意した。交渉は OP と購入者との間で誠意をもって行われ、またその交渉から生じる変更点は本契約に組み込まれ、契約の応当日に発効する。変更点について意見の不一致がある場合、本契約は更新されない。

第7条 - 請求及び支払いの方式

請求書は販売者により、又は請求の委任がある場合は OP により送達することができ、また商法典に基づき、家畜/死体の納品後20日以内にユーロ建てで購入者が支払いを行

う。

支払いは **[支払い方法を決定のこと]** により行われる。

[又は購入者に請求の委任がなされ、請求の委任がOPになされていない場合]：

販売者は購入者の便益のため、請求の委任に同意する。よって請求書を作成し、支払いと共にそれを販売者に送達するのは購入者となるが、しかし請求及び付加価値税(TVA)に関する結果についての義務に関する責任はすべて販売者側にあり続ける。

販売者は、その名において、またその代理として発行された請求書の内容に異議を唱えるために、 **__日 [期限を決定のこと]** の期限を有する。

請求書については家畜/死体の納品後 20 日以内に、ユーロ建てで送達及び支払いが行われる。

支払いは、 **[支払い方法を決定のこと]** により行われる。

第 8 条 – 不可抗力

両当事者の管理の範囲外にあり、契約締結時に合理的に予見することができず、適切な措置によりその影響を回避することができず、また契約上の義務の履行を阻害するようなあらゆる事象として定義される不可抗力が生じた場合、両当事者は、自らの義務の履行について責任を負わない。

不可抗力を訴える当事者は、その事象の発生を認識し次第、必要なあらゆる証拠を提供し、また不可抗力の性質を説明しつつ、あらゆる手段によって直ちに他方の当事者にこれを伝達する。

不可抗力事案が消失又は停止するまで、契約は保留される。

応当日、又は不可抗力事案の発生から **[期限を記入のこと]** ヶ月の期限内に契約の履行を再開することができない場合、両当事者は、協約の解除条件を決定するために会合を持つ。

協議が失敗に終わる場合、契約はより勤勉な当事者により、他方の当事者に宛てた受領証付き書留郵便によって、正当な権利として、どちらの側への違約金もなく解除される。ただし解除日時点での未払い金額、及び場合によりこの解除によって生じる費用については言及がなされる。

当事者の意思とは無関係の、例外的な保健上又は気候上の不測の事態が生じた場合、契約に定められた数量を遵守しない生産者には、いかなる罰則も科すことはできない。

第 9 条 – 解除

一方の当事者は、他方の当事者が本契約に基づくその義務への違反を行い、受領証付き書留郵便により通知がなされ、その通知後 **[期限を記入のこと]** 営業日にわたって改善

が見られない場合、正当な権利として、また法的手続きなしに、本契約を解除することができる。

販売者が、その生産方法の変更を理由として契約の解除を望む場合、遵守すべき事前通知期間は [期限を記入のこと] となり、購入者に対して、予見される契約の終了に関して [金額を記入のこと] €の額の違約金を支払う責任を有する。

[ラベル・ルージュの場合：ラベル・ルージュの仕様__に於いて当事者のいずれかがその資格を失った場合、本契約もまた自動的に、また正当な権利として無効となる。]

第 10 条 – 紛争及び適用法

本契約に関連して生じうるあらゆる対立は、商業・農業関係の調停者の下において、両当事者間の調停に付される。この目的のため、より勤勉な当事者が他方の当事者に対して、受領証付き書留郵便（LRAR）にて通知を行う。両当事者はその後、両者の紛争を友好に解決するために交渉を開始する。調停が完遂する場合、それは書面の協定プロトコルの形式をとる。

調停が失敗した場合、この失敗の確認後 1 ヶ月以内に紛争のすべての当事者は、当事者らに通知を行った後、農事海洋漁業法典第 L.631-28-1 条の手続きに従い、商業・農業紛争解決委員会に提訴することができる。

[ラベル・ルージュの場合：両当事者間の友好的な解決を行うことができなかったあらゆる紛争については、2014 年 7 月 18 日付けの規則により規定される、INTERBEV 和解・仲裁専門職種間手続きの対象となる。]

....（場所）にて正本を 2 部作成

.....（日付）

署名者の氏名

署名

企業印（使用可能な場合）

販売者用

購入者用

付属書：

- 販売者が加入する非商業生産者組織（OPNC）と購入者との間で締結された枠組み協定
- 納品/引取り予定表
- 仕様の詳細（該当する場合）

4.3. 実施状況に対する評価

(1) EGalim 2 法の実施状況及び業界団体等の評価

2022 年は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等もあり、エネルギーや輸送価格の上昇など EGalim 2 法制定時には予測できなかった外部要因によってフランスでもインフレが発生した。法律が発効してから 1 年程度しか経過していないことに加えて、こうした状況により EGalim 2 法の効果を評価することが難しい状況にあるが、農業生産者の報酬確保において一定の効果を指摘する意見もある。FNB によると、2022 年の牛肉市場については生産者に支払われる価格が上昇するなど良い傾向が見られたとのことである⁸²。

一方で、生産者と最初の購入者との契約交渉がうまくいかずに、調停にもちこまれる事例があったとのことであり、法律に違反していると疑われる事例もあったが、過料が適用される事例は発生していないとのことである。FNB の EGalim2 法に対する評価は高く、長期的に生産者に展望や安心感を与えるものとして評価している⁸³。

通常フランスでは各ステークホルダーとの交渉は年 1 回行われるが、2022 年はインフレを受けて再交渉が行われている。再交渉によりコスト上昇の影響は一定程度緩和されたものの、流通の業界団体によると消費者価格の上昇により買い控えも発生しており、消費者の購入量は減っているとのことである。また、購入する場合もプライベートブランドや一番安い商品を購入する傾向が見られる⁸⁴。

食品製造の業界団体によると、食品製造業界が農業生産者と流通業者の間で板挟み状態となっているとのことである。川上の農業生産者との関係では農産物原料の聖域化に対応しなければならない一方で、農産物原料以外のエネルギーや輸送費、包装材などのコストが上がればその増加分を吸収しなくてはならない。流通業者と交渉は行うものの、流通業者はできるだけ安く購入したいと考えており、農産物原料の部分は聖域化されているため交渉の余地がなく、食品製造事業者は厳しい状況にあるとのことである。EGalim 2 法の第 5 条がエネルギーや輸送、包装コストの変動による契約の再交渉条項を含めることを規定しているが、再交渉に際してどの指標をエネルギーや包装材や輸送などのコスト算定に使うのか、閾値を決めたりする必要があり、実務上実施が難しいとのことである⁸⁵。

(2) 各報告書における評価

EGalim 2 法の施行以降、元老院（Sénat）等が実施状況について調査を行い、調査結果を報告書として公表している。以下、公表されている報告書の概要を紹介する。

① インフレと取引交渉に関する経済問題委員会調査報告書（2022 年 7 月）

1) 報告書の背景・目的

「インフレと取引交渉に関する経済問題委員会調査報告書（Négociations commerciales

⁸² FNB へのヒアリング（2023 年 2 月 15 日）。

⁸³ FNB へのヒアリング（2023 年 2 月 15 日）。

⁸⁴ FCD へのヒアリング（2023 年 1 月 24 日）。

⁸⁵ ANIA へのヒアリング（2023 年 1 月 25 日）。

et inflation : des tensions inédites, des pratiques contestables)」は、元老院経済問題委員会に所属する M. Daniel Gremillet 議員、Anne-Catherine Loisier 議員の 2 名に元老院委員による調査報告書として 2022 年 7 月 19 日付けで提出されたものである。報告書の作成に当たっては、2022 年 6 月～7 月にかけて農業団体や食品業界、農業・食料主権省、DGCCRF 等に対するヒアリングが行われ、その結果をもとに報告書が作成された。

報告書では、2021 年からのインフレによる農産物価格上昇の状況を整理するとともに、それが EGalim 2 法に与える影響と課題について考察し、求められる対応策について提言をとりまとめている。

2) 報告書の内容

a) インフレの要因

報告書は、2022 年のインフレは主として原材料の高騰によってもたらされているが、不当な値上げの影響も一部あると指摘している。

2022 年 6 月時点におけるフランスのインフレ率は、エネルギー価格と食品価格の上昇により年換算で 5.8%となっている。これは、農産物原料及び工業原料の価格高騰が直接の原因であり、2021 年の景気回復（需要の増加と不安定な供給）や異常気象（カナダの熱波、干ばつ、冬期の開始遅れ等）、さらにロシアによるウクライナ侵攻もインフレの一因となっている。

2022 年は過去に経験したことがない状況下での取引交渉となり、2022 年 3 月 1 日に締結された価格は、価格上昇を考慮するとすぐに実態に合わないものとなり再交渉が必要となった。

国レベルでは、不正な価格上昇が広まっているとは考えられないものの、流通業者は、サプライヤーにおける透明性が不十分であることが遺憾であると指摘している。調査により、流通業者とサプライヤーの側に疑いのある行為が存在し、これが両者の間の緊張を高め、調達契約の破棄につながる危険性があることが明らかにされた。

b) EGalim 2 法の効果

報告書は、EGalim 2 法は農産物原料の聖域化が確保され構造的なインフレにつながるが、価格交渉枠組みとしては不十分であると指摘している。

- ・ 輸出版売や卸売業者（特に外食向け）は関係しないため、農業者の収入の一部にしか影響を与えていない。
- ・ 農産物原料の聖域化は確保されているが、エネルギー、輸送、梱包等の価格上昇は転嫁されていない。
- ・ 製造業者と流通業者との取引における自動改定方式について、①非現実的な発動基準（例：発動する値上げの閾値を 50%とする、期間を 9 か月とする）が設定される、②流通業者が競合他社と同じ条件を得るために厳しく交渉するなど、うまくいっていない。
- ・ 製造業者と流通業者との取引における農産物原料の聖域化について、食品の値上げ

割合に占める農産物原料の割合のみを提示する方法（オプション3）が多く適用され、その証明が遅れたことから交渉が遅れ、透明性の確保にも疑問が持たれた。

結論として、消費財に対する消費支出額の増加は、フランス人の購買力を縮小させており、より強力な構造的対策が必要として、以下の提案がされている。

No.	提案	関連主体	暫定的期間	支援方法
国際レベル				
1	世界規模で金融アクターが日常的に実施可能な農産物（穀物、油糧等）の売買取引の総額と回数を規制する。	政府	2022 – 2023	国際的決議
2	農産物原材料と工業原材料の最大の購入者に対して、彼らが保有する在庫のレベルについて透明性を確保するように要請する。	政府	2022 – 2023	国際的決議
法律レベル				
3	新たな食品関連事業者が、専門職業間の全員一致を求めることなく、再販価格水準（SRP）の10%の上乗せから自らの製品を除外できるよう大臣に対して要求できるようにする。 SRPの10%引き上げの実験措置の結果を迅速に議会に伝達する。	政府、議会	2022 – 2023	法的手段
4	自動価格改定条項の発動基準（周期、価格変動の上限、原材料、当該原材料の種類）を規制する。	政府、議会	2022 – 2023	法的手段
5	（農産物原料の割合表示に関する）第3のオプションにおいて、一般販売条件が製品の構成割合に農産物原料の価格変動に関連する価格上昇を根拠とする場合、サプライヤーによる一般販売条件の発出時に信頼できる第三者による認定証を同時に送付するように定める。認定証により、要求された価格上昇の割合が農産物原料相場の上昇を正確に反映していることを保証する。	政府	2022 – 2023	法的手段
6	農業・食料主権省及び経済省の支援により、取引交渉及び再交渉の進捗フォロー用の一覧表を策定し、議会の所管組織に伝達する。	政府	2022 – 2023	政府の決定

5. EU 共通農業政策（CAP）に関する文献調査

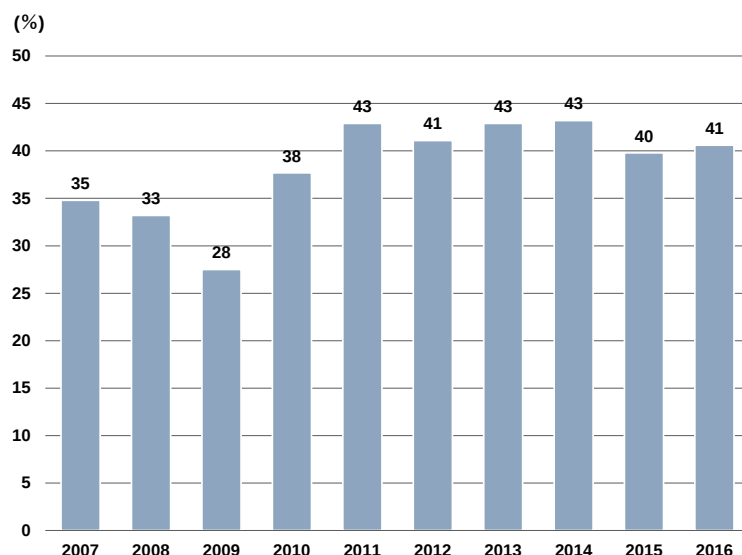
5.1. EU における生産者の所得確保に対する対応

EU における農業政策は域内の全ての加盟国で共通して講じられる共通農業政策（CAP）によって実施されており、その大きな枠組みの下、各加盟国が自国の農政の方針を決める構造となっている。CAP は欧州経済共同体（EEC）の経済的統合の一環として 1962 年に開始され、当時は「市場価格支持⁸⁶」を政策の基本としていた。その背景には、第二次世界大戦後のヨーロッパが食料不足のため世界最大の農産物純輸入国であったこと、さらに冷戦体制下で食料安全保障の脅威が現実化しつつあった中で、域内の生産者をいかに保護し、生産を刺激し、食料自給を達成するかという問題意識が根幹にあった。

従来、EU は CAP の第一の柱による市場施策（国境措置、価格支持、輸出措置等）を通じて、農産物価格を相対的に高水準に保つことで生産者を手厚く保護してきたが、近年の厳しい財政状況下で市場管理制度の役割は縮小し、他方で、市場では巨大化した川下（卸・小売り）に対して川上（生産者）が零細なままであるため、生産者は価格交渉力が弱いままに不公平を蒙る状況にあった。特に EU 全域で見ると経営面積が 5 ha 以下の小規模生産者の数は過半数を占めていることから、こうした状況の生産者サイドへの影響は甚大であり、問題の深刻さは EU や加盟国の当局間で広く認識されている。

図表 6 が示すように、EU 域内における農業部門の平均賃金は全産業の生産者の平均賃金と比較すると、2000 年代から緩やかに上昇しているものの、2010 年代中頃までのデータでは依然低位の状況に置かれている。EU の CAP 本来の目的の 1 つは域内生産者の保護であり、2023 年 1 月から始まる新たな CAP において、生産者の収入確保は環境・気候変動対策と並んで最重要の施策目標となっている。

図表 6 EU 域内における全産業と比較した農業部門の平均賃金割合（2007-2016）



（出所）European Commission, “Income support explained: Overview of direct payments for farmers.”を基に MURC 作成。

⁸⁶ 「市場価格支持」は、域内の各農作物に望ましいとされる支持価格を設定し、国際価格がそれを下回る場合は輸入課税を課したり、域内の農産物価格が下落した場合は政府が市場に介入買入れを行い、価格支持を行う制度である。伝統的な農業保護政策とされ、農家所得の間接的な保障と言える。

EU の新たな CAP における生産者の収入確保の 2 つの柱のうち、1 つは本調査の主眼であるフードチェーンにおける生産者の交渉力の強化である。EU では小売業者による生産者への不公正な取引慣行（Unfair Trading Practices :UTPs）の問題が従来から指摘されており、EU レベルでの立法前から 20 を超える加盟国で独自の規制や自主的ルールの設定が行われてきた。しかし、それらは国境を越える農産物取引について十分に効力を発揮することができず、長らく問題となってきたが、2019 年 4 月に EU 指令(2019/633) が採択されたことで、各国の規制が補完・強化されることとなった。

図表 7 フードサプライチェーンに関する近年の EU の取組み

年月	内容
2013 年 1 月	食品業界を中心とした 7 団体による自主的枠組「サプライチェーン・イニシアティブ（SCI）」が設立
2016 年 11 月	農産品マーケットタスクフォース（AMTF）によるレポート「サプライチェーンにおける生産者の地位向上（Improving Market Outcomes: Enhancing the Position of Farmers in the Supply Chain）」が公表
2017 年 6 月	欧州委員会が食品サプライチェーンに関する市場観測（Market observatory）システムを公表。対象部門は酪農、食肉、砂糖、穀物、果実・野菜、ワイン
2017 年 8～11 月	農業生産者・食品産業関係者等を対象としたフードサプライチェーンに関するパブリック・コンサルテーションを実施
2018 年 4 月	欧州委員会が欧州議会、農相理事会に不公正な取引慣行に関する指令案を提出
2018 年 10 月	欧州議会本会議が農業委員会の報告に基づき交渉入りを決定、欧州委員会、農相理事会、欧州議会農業委員会による三者協議（trilogue）が開始
2018 年 12 月	三者協議（trilogue）が合意
2019 年 4 月	農相理事会及び欧州議会による指令の採択（Directive (EU) 2019/633）
～2021 年 5 月	加盟国における国内法化（当初予定）
～2021 年 11 月	加盟国法の適用（当初予定）
2025 年 11 月	レビューの実施

（出所）各種資料を基に MURC 作成。

また、新たな CAP におけるもう 1 つの生産者の収入確保の柱は、生産者の公正な所得確保を目指した「直接支払」の支払額是正である。

「直接支払」とは政府が生産者に直接支払う補助金のことであり、狭義には生産者の所得支持を目的とするが、広義には農業の多面的機能ないし公共性（環境保全、景観の維持、アニマルウェルフェア、条件不利地での営農等）に対する支払⁸⁷も含まれる。

EU では 1990 年代前半に農業保護の中心を市場価格支持から直接支払に転換させており、今日の CAP の直接支払制度は生産部門と他部門との所得ギャップを補填し、農業生産者の生計を支える重要なセーフティネットとして機能している。2019 年値では EU 全域で約 630 万世帯⁸⁸が CAP の直接支払を受給している。

⁸⁷ 生産者は各政策目的に沿った農業サービスを提供することで政府から支払を受給できる。

⁸⁸ DG AGRI, “Direct payments to agricultural producers -graphs and figures Financial year 2019,” Sep. 1, 2020

原則、直接支払の受給額は面積ベースで決定するため、自ずと大規模農家が有利となる。これに対して、2023 年 1 月から新たに始まった CAP では大規模生産者に対する支払の累進的減額・上限設定、中小規模生産者への再配分措置（一定面積以下の農地に対する追加助成）の強化、小規模生産者向け支援（面積払いとしない簡便な単一手当）の強化等を実施し、さらなる所得の公正化が目指されている。

5.2. 生産者の交渉力強化に関連する EU 法

(1) 不公正な取引慣行に関する EU 指令（EU 2019/633）

2019 年 4 月に採択された EU 指令（EU 2019/633）は、EU 機能条約第 43 条（TFEU）に基づき、善良な商行為から著しく逸脱する不公正な取引慣行を禁止する法令である。

生産者の交渉力強化は、今後は各加盟国に対応が求められることとなる。EU 指令は図表 8 が挙げる明確に不公正と認識される 16 種類の取引慣行（第 3 条）を禁止した最低限の事項を規制したもので、実際の市場取引に適用されるには各加盟国での国内法化（National transposition）の対応が必要となる。

図表 8 EU 指令（2019/633）が禁止する 16 種類の取引慣行（第 3 条）

＜ブラック取引（完全禁止）＞	
①	生鮮農産・食料品に対する 30 日以上支払い遅延
②	他の農産・食料品に対する 60 日以上支払い遅延
③	生鮮農産・食料品の売買契約に関しての直前（30 日未満の期間）の解約
④	買い手による一方的な契約の変更
⑤	売り手の販売とは無関係な事項についての支払いを求めること
⑥	腐敗・品質劣化のリスクの売り手への転嫁
⑦	売り手からの要求があるにもかかわらず、買い手による供給契約の書面による締結の拒否
⑧	買い手による売り手の営業秘密の不正利用等
⑨	売り手の正当な権利の行使があった場合における取引上の報復行為等
⑩	売り手に過失がないのに買い手の顧客からの苦情処理にかかるコストの売り手への転嫁といった行為
＜グレー取引（当事者間で合意が無い限り禁止）＞	
①	対価を支払わず売れ残った商品を売り手に返却等する
②	商品のストック、陳列等に関する費用の売り手への請求
③	商品のディスカウントや販売促進のための経費を売り手に求める
④	販売に要する経費を売り手に求める
⑤	宣伝広告費用を売り手に求める
⑥	商品を売るための店舗陳列等のスタッフ経費を売り手に求める

（出所）EU 指令（EU 2019/633）、第 3 条（訳は明田作「農業分野における EU の競争政策とその動向」『農林金融』2020・2 を参照）。

加盟国は EU 指令の国内法化を 2021 年 5 月 1 日まで、施行を 2021 年 11 月 1 日までに行うものとされていたが（第 13 条）、期限までに全ての加盟国の国内法化は完了しなかった。

指令の第 4 条では第 3 条で定める禁止された取引慣行を所管する 1 つ以上の執行当局を加盟国が指定し、欧州委員会に通知しなければならないとしている。各加盟国の EU

指令の執行機関は図表 9 の通りである。

図表 9 各加盟国の EU 指令（2019/633）の執行当局

加盟国	執行当局名
オーストリア	農業林業環境水資源省公正局（Das Fairness-Büro） 連邦競争庁（Bundeswettbewerbsbehörde）
ベルギー	経済省経済検査局（DG for Economic Inspection of the FPS Economy）
ブルガリア	競争保護委員会（Commission for the Protection of Competition）
クロアチア	競争庁（Agencija za zaštitu tržišnog natjecanja／Croatian Competition Agency）
キプロス	農業・農村開発・環境省農業局（Department of Agriculture, Ministry of Agriculture, Rural Development and Environment）
チェコ	競争保護庁（Office for the Protection of Competition）
デンマーク	競争・消費者庁（Danish Competition and Consumer Authority）
エストニア	競争庁（Estonian Competition Authority）
フィンランド	食品市場オンブズマン（Finnish Food Market Ombudsman）
フランス	競争・消費・不正防止総局（Directorate-General for Competition, Consumer Affairs and Fraud Control: DGCCRF）
ドイツ	連邦農業・食糧庁（Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE／Federal Office for Agriculture and Food）
ギリシャ	農村開発食料省不公正取引慣行撤廃委員会（Committee for Combating Unfair Trading Practices – Ministry of Rural Development and Food of Greece）
ハンガリー	中央食品流通安全局（National Food Chain Safety Office : NEBIH）
アイルランド	不公正取引慣行執行庁（Unfair Trading Practices (UTP) Enforcement Authority）
イタリア	農業食品森林政策省（Italian Ministry of Agricultural, Food and Forestry Policies） 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF Department）
ラトビア	競争評議会（Competition Council of Latvia）
リトアニア	（公社）農村ビジネス・市場開発庁（Public Institution Rural Business and Markets Development Agency）
ルクセンブルク	競争評議会（Conseil de la concurrence）
マルタ	不公正取引慣行委員会（Unfair Trading Practices Board）
オランダ	消費者・市場庁（Authority for Consumers & Markets: ACM）
ポーランド	競争・消費者保護庁（Urząd Ochrony Konkurencji i Konsumentów／Office of Competition and Consumer Protection）
ポルトガル	経済食品安全局（Autoridade de Segurança Alimentar e Económica）
ルーマニア	競争評議会（Consiliul Concurenței）
スロバキア	農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development of the Slovak Republic）
スロベニア	競争保護局（Slovenian Competition Protection Agency）
スペイン	食品情報管理庁（Agencia de Información y Control Alimentarios: AICA）
スウェーデン	競争庁（Swedish Competition Authority）

（出所）DGAGRI, “Unfair trading practices in the food chain,”
https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices_en.

第 5 条では生産者と生産者組織等に執行当局に苦情を申し出る権利があり、執行当局にはその苦情の守秘義務があることを定めている。第 6 条では執行当局の権限、第 7 条では加盟国による当事者間の紛争の調停、第 8 条では加盟国の執行機関間での協力について規定している。